

第3次つくばみらい市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6年3月

つくばみらい市

つくばみらい市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や核家族化が指摘されて久しく、加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が、地域コミュニティの希薄化を加速させるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、平成31年3月に第2次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、すべての市民が安心して暮らすことのできるまちをつくりあげることを目指し、5年にわたって様々な事業を展開してまいりましたが、更に今、近年顕在化した老々介護や8050問題、ダブルケアなど、複雑化・複合化した問題を抱える市民のニーズに対応できる包括的な支援体制を整備することが求められています。



そうしたことを背景に、この度、市のグランドデザインを示す第2次つくばみらい市総合計画を支える福祉分野の最上位計画として、また、市の福祉施策を推進するための指針として、本計画を策定いたしました。

計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、関係機関、事業者等の皆様と行政が一体となって取り組んでいくことが不可欠ですので、引続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、熱心にご議論をいただきましたつくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や地域懇談会等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

つくばみらい市長

つくばみらい市社会福祉協議会会長

小田川 浩

も く じ

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	4
3. 計画の策定体制	7
4. 計画の期間	7
第2章 地域福祉に関する現状と課題	9
1. 人口や世帯の状況	11
2. 支援を必要とする市民の状況	16
3. 地域の状況	20
4. アンケート調査結果の概要	24
5. 地域懇談会結果の概要	45
6. 第2次計画の推進状況	48
7. 本計画で取り組むべき課題	50
第3章 計画の基本的な考え方	53
1. 基本理念	55
2. 基本目標	56
3. 計画の体系	59
第4章 施策の展開	61
基本目標1 地域福祉を推進する体制づくり ～仕組みの整備～	63
基本目標2 ふれあい・支えあう地域づくり ～活動の促進～	72
基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり ～地域の主体への公的支援～	78
第5章 計画の推進	93
1. 計画の推進体制	95
2. 計画の進行管理・評価	96
資 料 編	97
1. つくばみらい市地域福祉計画推進委員会要綱	99
2. 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会要綱	100
3. つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画推進委員名簿	101
4. 計画の策定経過	102
5. 地域懇談会結果	103

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について
3. 計画の策定体制
4. 計画の期間

1. 計画策定の趣旨

2020年（令和2年）に実施された国勢調査で、我が国では8割を超える市町村が5年前よりも人口が減少していることが明らかになりました。また、2022年（令和4年）の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、年間に生まれた子どもの数も80万人を割り込んで、統計を取り始めてから過去最低となりました。

そうした全国的な流れの中であって、つくばみらい市は今も人口が増加しています。高齢化率も、全国平均や県平均よりもおよそ3%低く、「若い」自治体の一つですが、それでも高齢者の数は、ゆるやかに増加しています。

これまで私たちは、様々な生活上の問題を、自身や家族の力（自助）、行政や公的機関の福祉サービス等の支援（公助）、地域の人や組織の助け合い（互助）などで解決してきました。しかし、晩婚・晩産化によってもたらされる育児と介護のタイミングが重なる「ダブルケア」、高齢の親が引きこもり状態の子どもの世話を続ける「8050問題」や「9060問題」など、複合化・複雑化した生活課題が深刻化しています。また、近年の地震や風水害などの自然災害は、100年に一度といわれる大きな被害をもたらし、新型コロナウイルス感染症の拡大は、大切な人と人とのつながりを希薄化しています。

私たちは、これまでに経験したことのない問題を前に、どうしたら安心した暮らしを続けることができるのか、今問われています。

世界は、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を2030年までに実現するための目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げました。一方、我が国は、深刻化する地域の生活課題の解決を図るため、住民が様々な地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えてつながることで支え合いの基盤を再構築し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指し必要な法整備等を進めています。

本市は2019年（平成31年）3月に「第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画」（以下、第2次計画と呼びます）を策定し、基本理念とした「地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して様々な取組を行ってきました。この第2次計画が令和5年度に終了することから、市民の誰一人も取り残されることなく安心して暮らせる持続可能な「地域共生社会」の実現に向け、成年後見制度利用促進基本計画を包含した、第3次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画を策定するものです。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉

「地域福祉」は、社会福祉法の第1条で「地域における社会福祉」と定義されており、2020年（令和2年）6月の改正で新たに第4条に第1項として追加された以下の条文によって「共生する地域社会の実現」を目指して推進されなければならないことが明確にされました。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(2) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、地域福祉を総合的・計画的に進めるために市町村が策定する計画で、社会福祉法第107条に、次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

ここで、第五号として示された「包括的に提供される体制の整備」は、同法第106条の3で次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（3）地域福祉活動計画

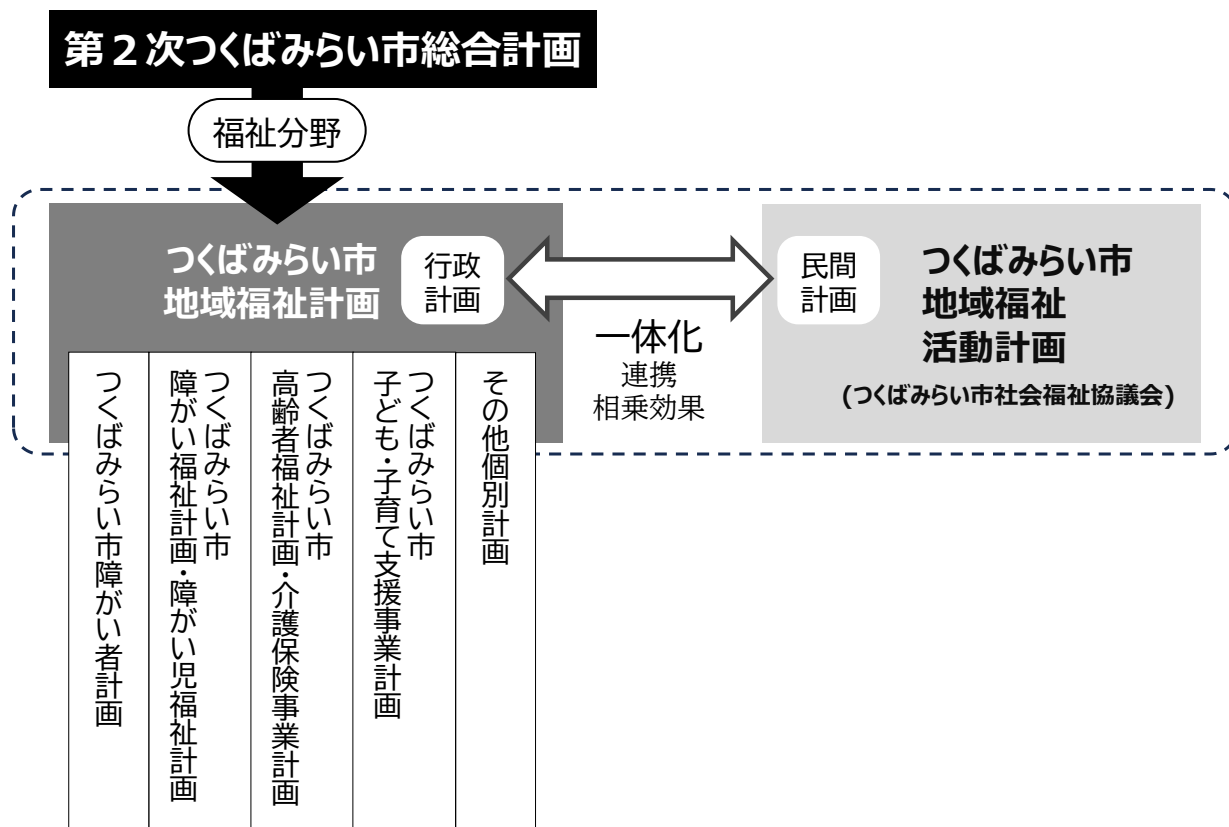
「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となり策定される民間計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

行政計画である「地域福祉計画」と具体的な福祉活動を取りまとめた民間計画「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する際の両輪となるものです。

両計画の連携を密にして本市の地域福祉をより効果的に推進するため、第3次計画も両計画が一体化した「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定します。

(4) 関連計画との関係

本計画は、市の最上位の計画「第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）」が示すまちづくりの基本理念を共有し、福祉の分野においてその将来像の実現を担う個別計画の上位に位置づけられるものです。



また、茨城県が策定する「茨城県地域福祉支援計画」の支援を受けるとともに、茨城県社会福祉協議会による「地域福祉活動推進プラン」と連携し、つくばみらい市における地域福祉を効果的に推進する計画です。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市の現状と課題を市民意識の中に求めるため、アンケート調査、地域懇談会、パブリックコメントを実施しました。また、市民、民生委員・児童委員、福祉に関する団体及び事業者等で構成された「つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・つくばみらい市地域福祉活動計画推進委員会」を組織し、計画完成までの各段階で、よりよい計画とするための策定の方向付けや計画内容の審議を行いました。

4. 計画の期間

本計画は、2024年（令和6年）度から2028年（令和10年）度までの5年間を計画の期間とします。但し、社会状況に大きな変化があった場合や、関連計画との整合を図る必要が生じた場合には、期間内においても見直しを行うこととします。

年度											
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
平成 31年 令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
第2次 (2019~2023)					第3次 (2024~2028)					次期計画	

第2章 地域福祉に関する現状と課題

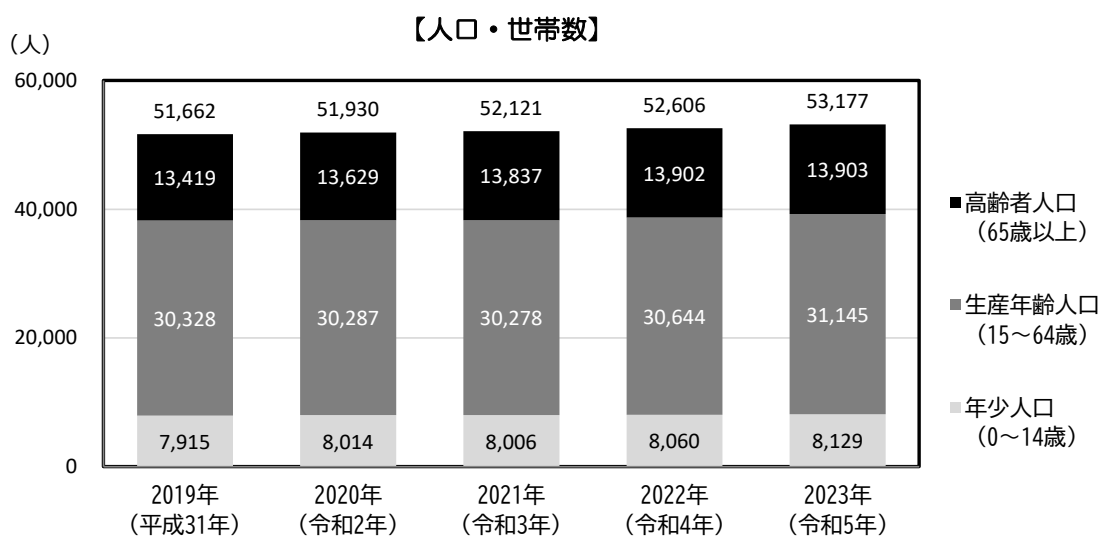
1. 人口や世帯の状況
2. 支援を必要とする市民の状況
3. 地域の状況
4. アンケート調査結果の概要
5. 地域懇談会結果の概要
6. 第2次計画の推進状況
7. 本計画で取り組むべき課題

1. 人口や世帯の状況

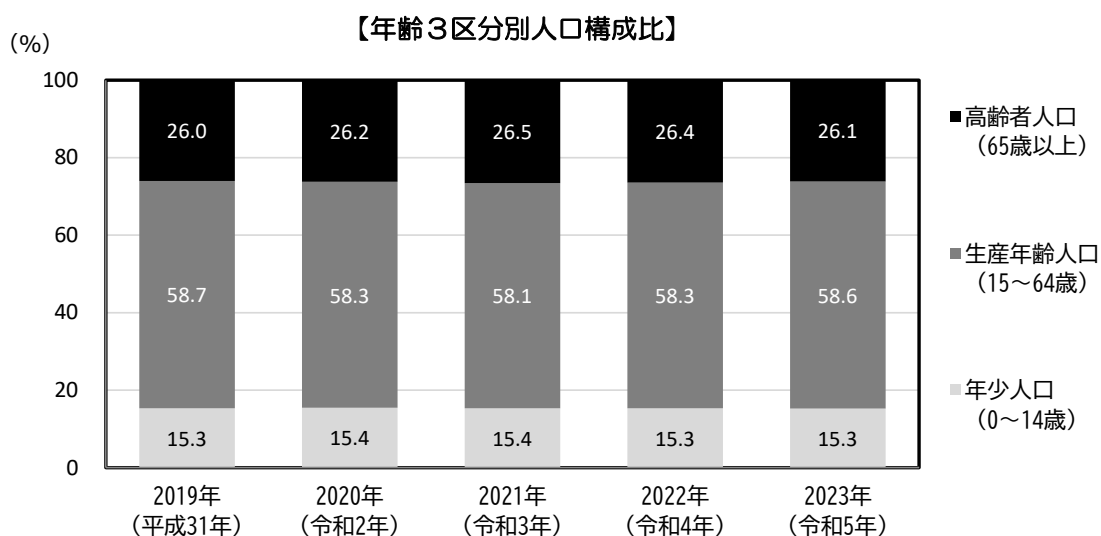
(1) 人口・世帯数

本市の総人口は年々増加しており、2023（令和5）年は53,177人と、2019（平成31）年から1,515人の増となっています。

年齢3区分別にみると、2019（平成31）年から2023（令和5）年にかけて、年少人口は214人、生産年齢人口は817人、高齢者人口は484人、いずれも増加しており、総人口に対する構成比は、この間、大きな変化はなく推移しています。



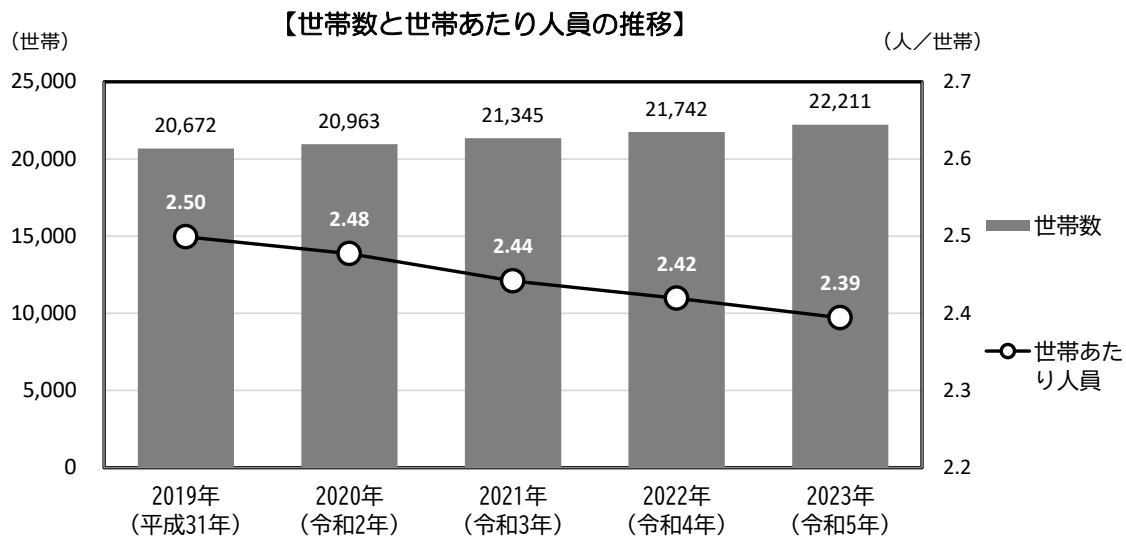
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

第2章 地域福祉に関する現状と課題

本市の世帯数は年々増加しており、2023（令和5）年は22,211世帯と、2019（平成31）年から1,539世帯の増となっています。また、世帯あたり人員は年々減少しており、2023（令和5）年には2.39人と、2019（平成31）年から0.11人減少し、単身世帯の増加がうかがわれる結果となっています。



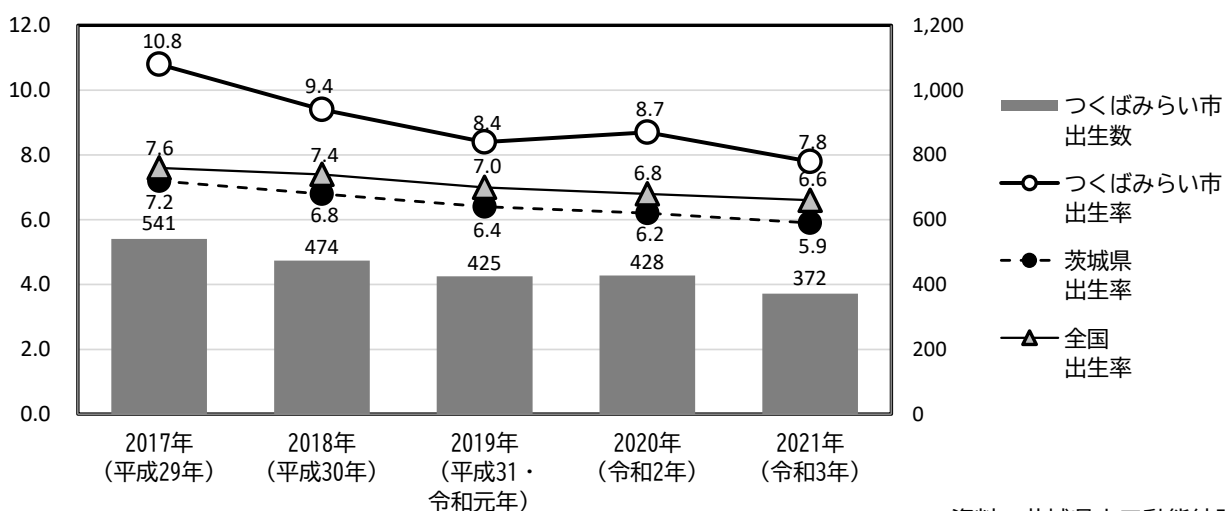
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 出生・死亡

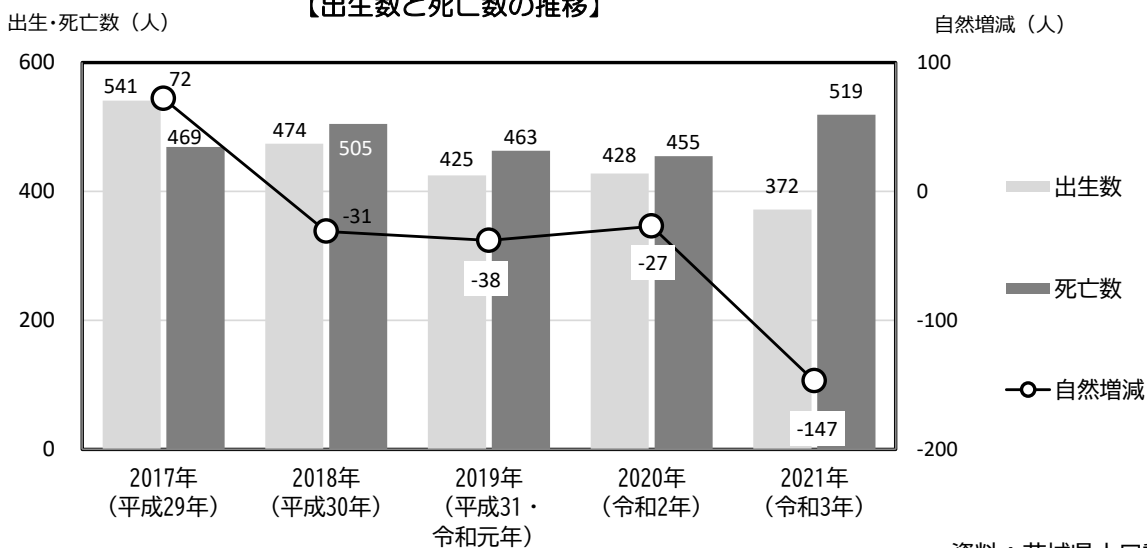
本市の出生率（人口1,000人あたりの1年間の出生数）は、茨城県や全国よりも高くなっていますが全体としては減少傾向にあり、出生数も2017（平成29）年の541人から2021（令和3）年には372人と4年間で169人減少しました。

出生数が減少傾向にある一方、死亡数は2017（平成29）年から2020（令和2）年までは横ばい、2021（令和3）年は前年から64名の増加となりました。出生数と死亡数の差である自然増減は、2018（平成30）年以降、マイナスとなっています。

【出生数と出生率の推移】

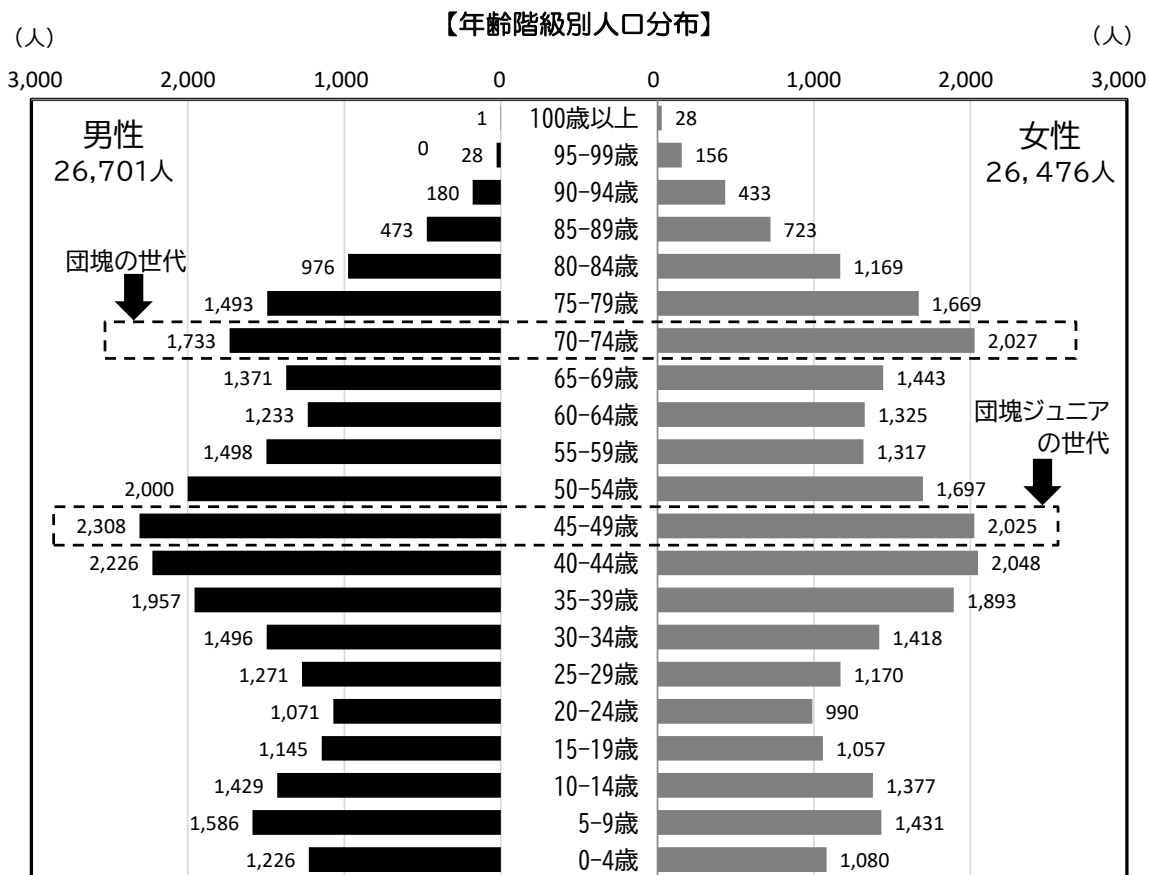


【出生数と死亡数の推移】



(3) 年齢階級別人口分布

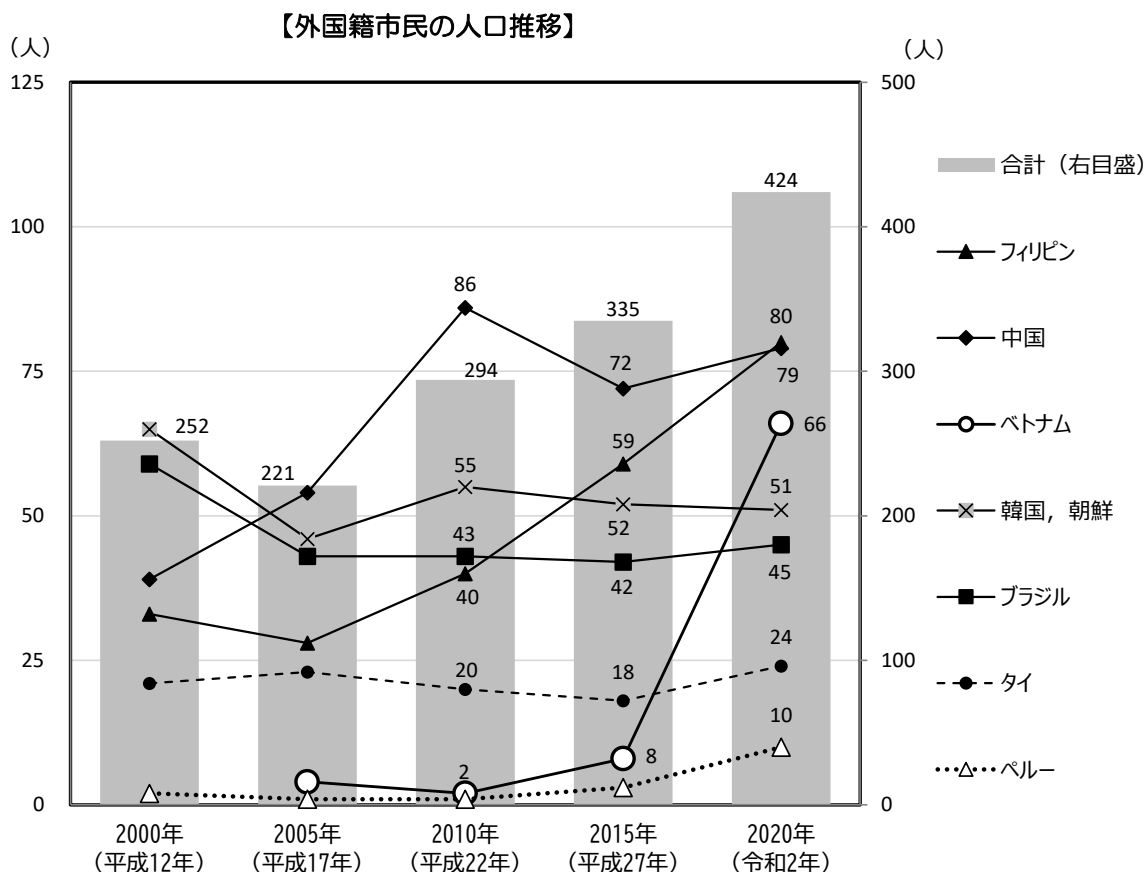
2023（令和5）年の本市の年齢5歳階級別人口分布では、男女とも「団塊の世代」にあたる70～74歳の年代、その子ども「団塊ジュニアの世代」にあたる45～49歳の年代、さらに5～9歳の年代と3つのピークが明瞭にみられています。



資料：住民基本台帳（令和5年4月1日時点）

(4) 外国籍市民の人口

国勢調査による本市の外国籍市民は総人口の1%未満ですが、2005(平成17)年以降、その数は調査のたびに増加しており、特にベトナム国籍の市民の伸びが大きくなっています。

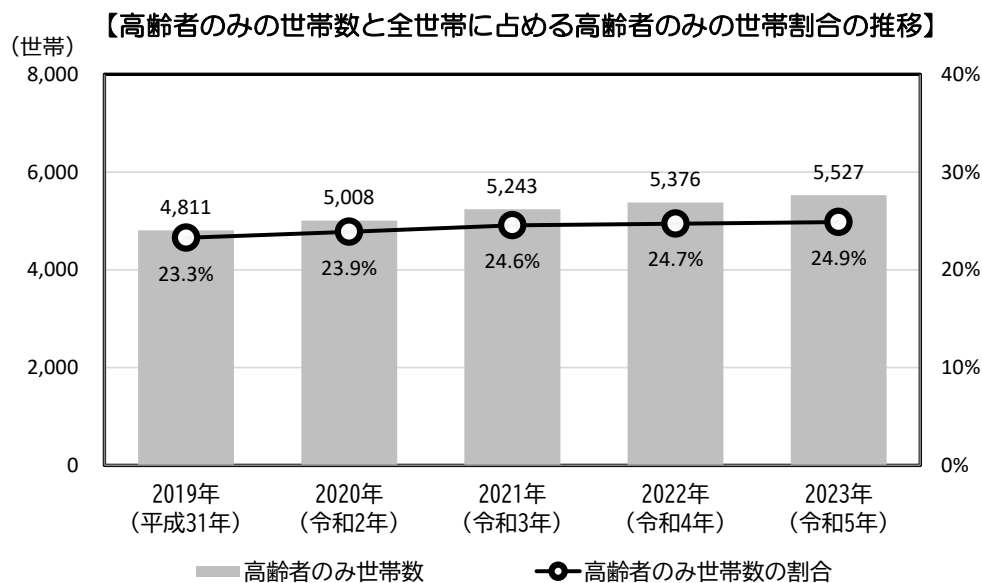


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

2. 支援を必要とする市民の状況

(1) 高齢者のみの世帯の状況

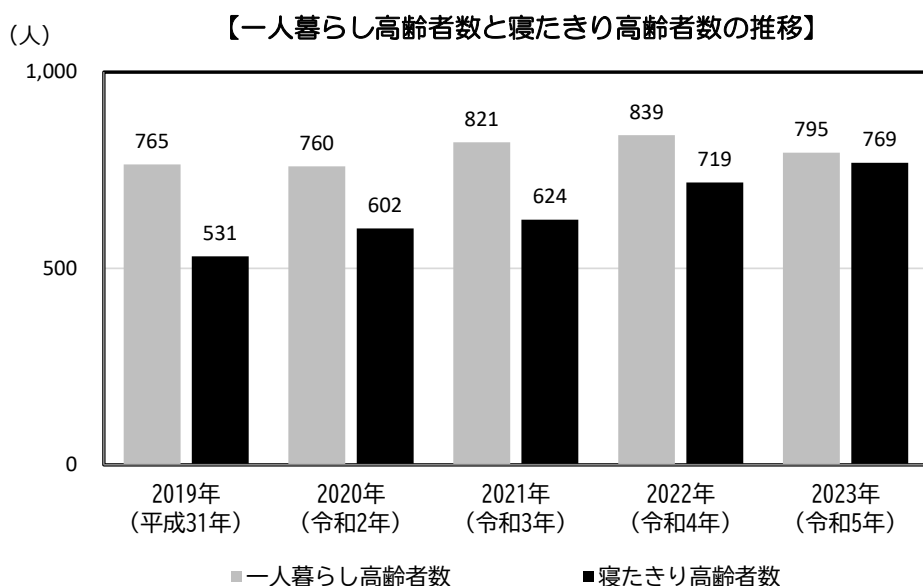
本市の高齢者のみの世帯（65歳以上の方のみで構成される世帯）数は2019（平成31）年以降、年に150～200世帯程度の増加が続いており、2023（令和5）年には5,527世帯と4世帯に1世帯は高齢者のみの世帯となっています。



資料：介護福祉課（各年4月1日時点）

(2) 一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者の状況

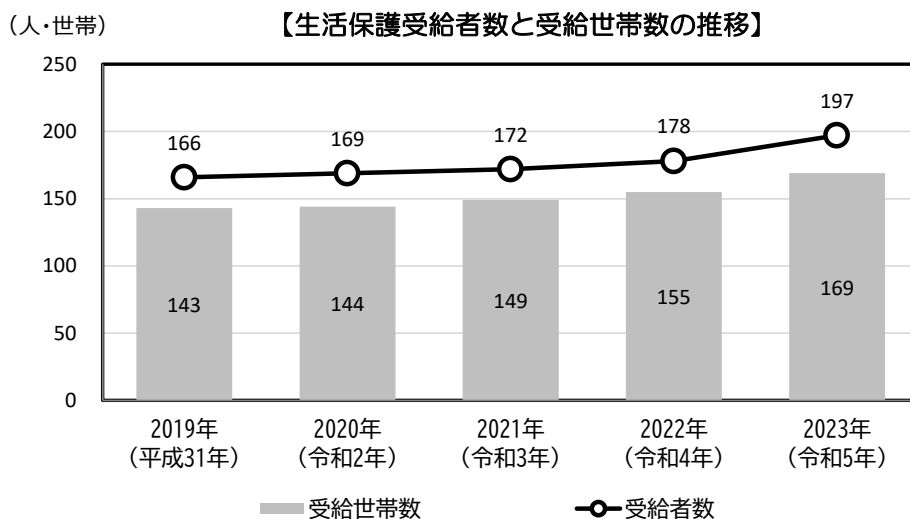
本市の一人暮らし高齢者数は2019（平成31）年以降、概ね横這いとなっています。また、寝たきり高齢者数は年々増加しており、2023（令和5）年には769人となっています。



資料：介護福祉課（各年4月1日時点）

(3) 生活保護受給世帯及び受給者の状況

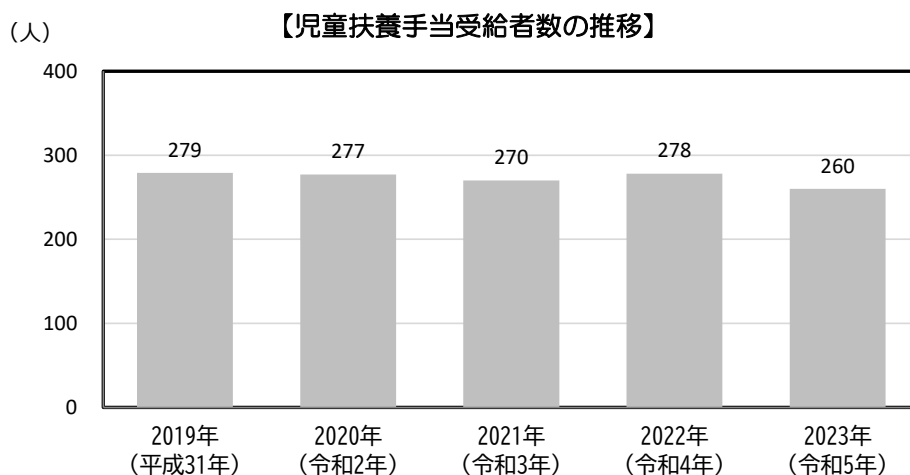
本市の生活保護受給者数と受給世帯数は、2020（令和2）年以降増加傾向がみられ、特に2022（令和4）年から2023（令和5）年の増加はそれ以前よりも大きなものとなっています。



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

(4) 児童扶養手当受給者の状況

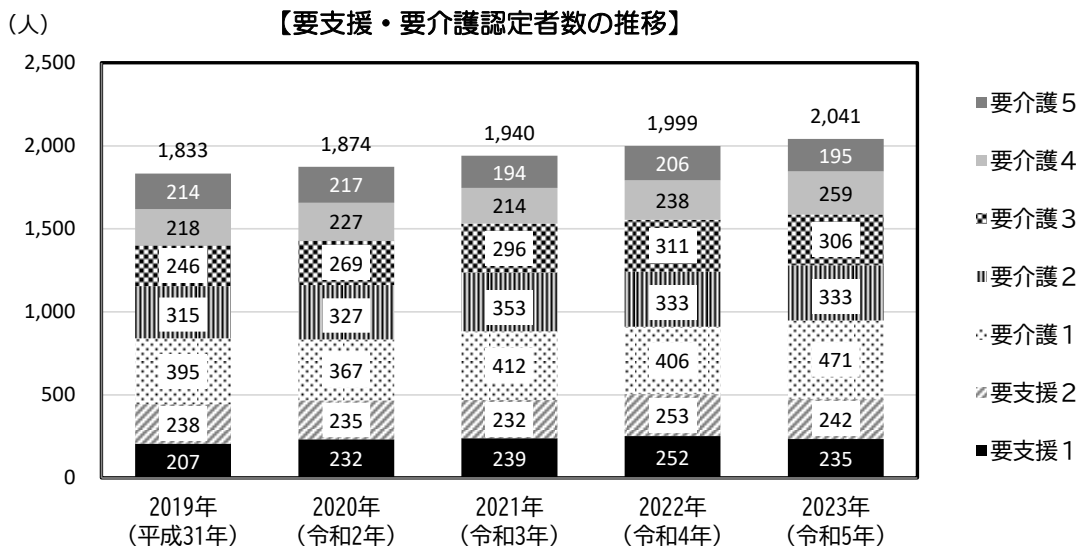
本市の児童扶養手当受給者数は、2019（平成31）年以降、270人前後で横ばいの推移となっています。



資料：みらいこども課（各年4月1日時点）

(5) 要支援・要介護認定者の状況

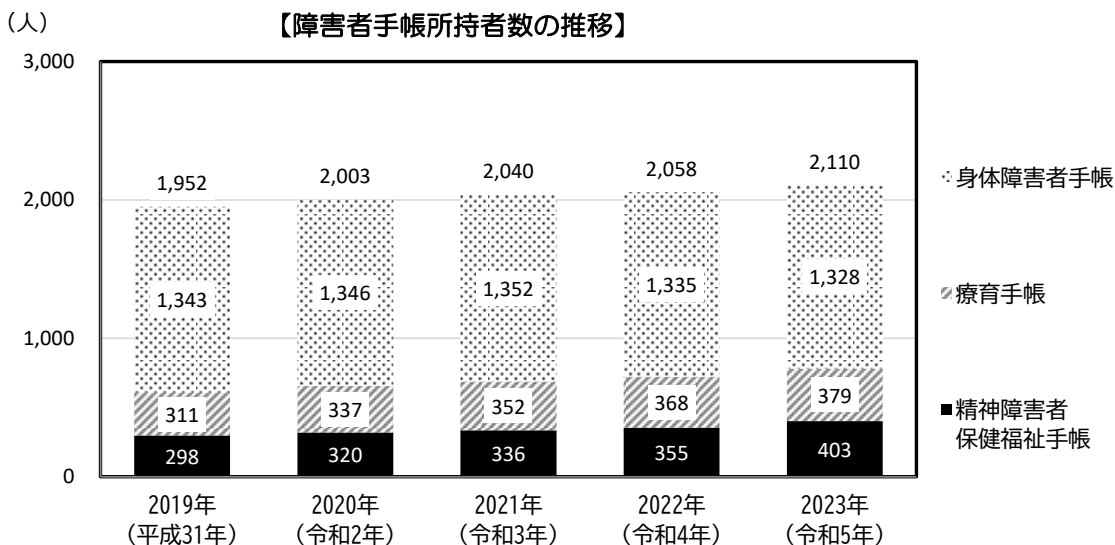
本市の要支援・要介護認定者の総数は、2019（平成31）年以降年々増加しており、2023（令和5）年には2,041人となっています。特に、要介護1と3が、2019（平成31）年から2023（令和5）年の4年間で、それぞれ76人、60人と大きな増加となっています。



資料：介護福祉課（各年4月1日時点）

(6) 障害者手帳所持者の状況

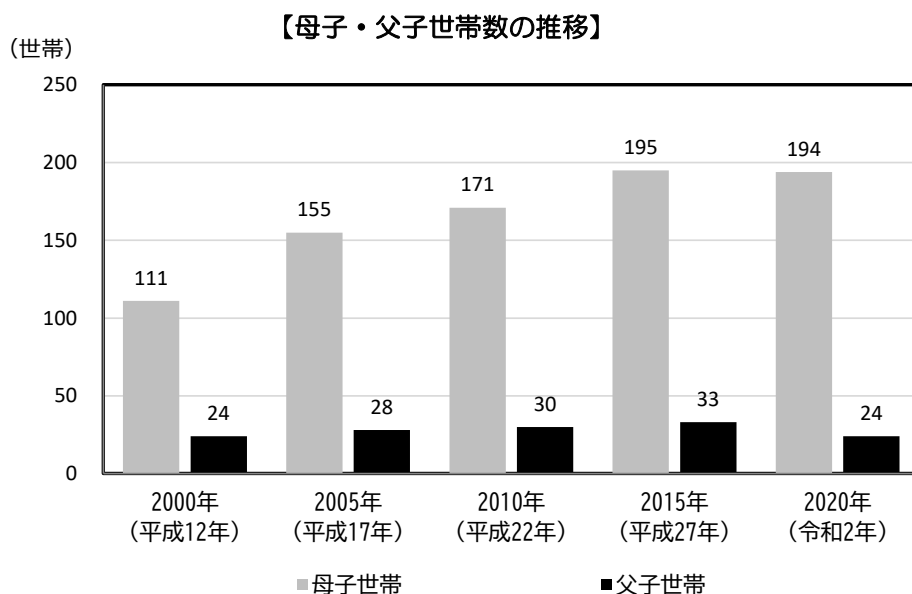
本市の障害者手帳所持者の総数は年々増加しており、2023（令和5）年には2,110人となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者の増加が大きく、身体障害者手帳所持者は2021（令和3）年以降減少に転じています。



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

(7) 母子・父子世帯の状況

国勢調査による本市の母子世帯数は2000（平成12）年から2015（平成27）年まで、調査のたびに増加していましたが、2020（令和2）年は194世帯と横ばいとなっています。父子世帯数は母子世帯数の2割程度と少ないですが、2000（平成12）年以降の推移は母子世帯と同様の傾向となっています。

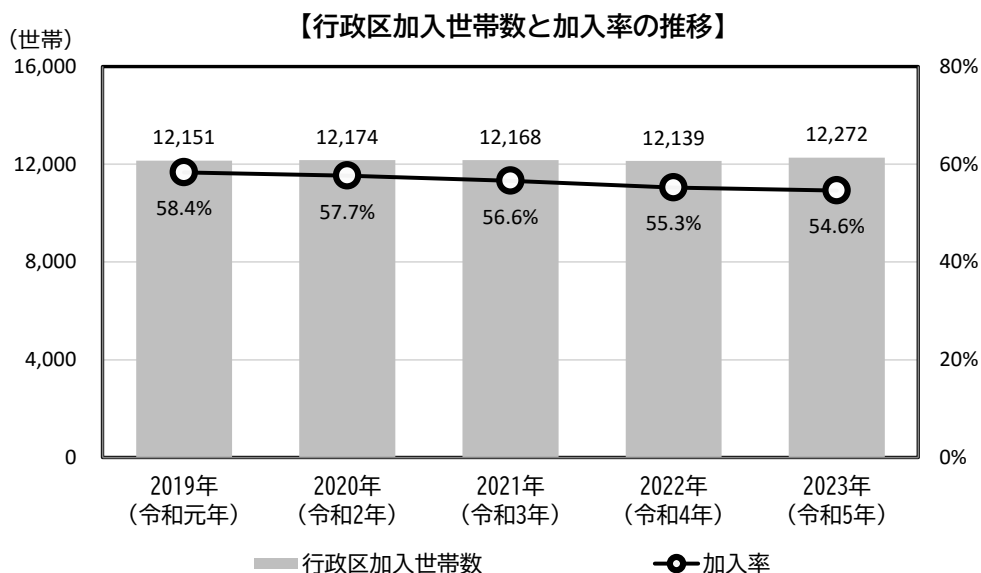


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

3. 地域の状況

(1) 行政区の状況

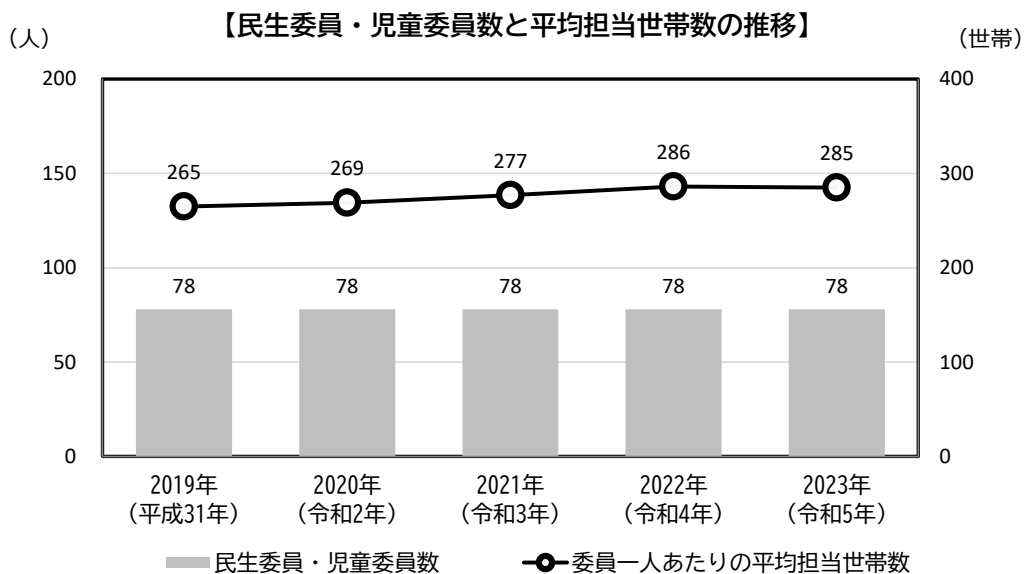
本市の行政区の加入世帯は2019（令和元）年以降、12,000世帯余りで概ね横ばいとなっていますが、総世帯数が年々増加しているため、加入率はゆるやかに減少しています。



資料：地域推進課（各年10月1日時点）

(2) 民生委員・児童委員の状況

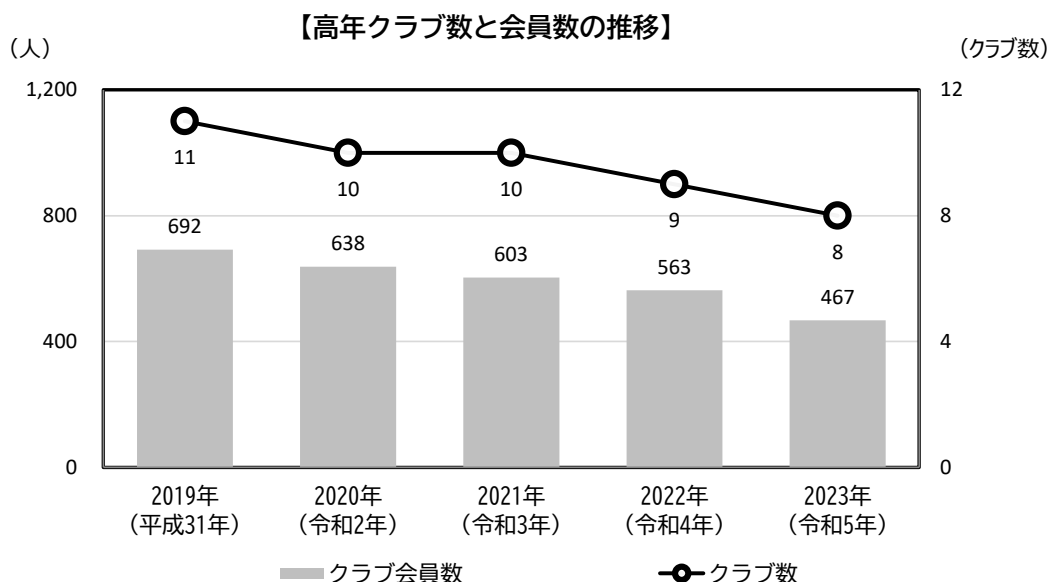
本市の民生委員・児童委員数は2019（平成31）年以降、78人で推移していますが、委員一人当たりの平均担当世帯数はゆるやかな増加傾向にあります。



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

(3) 高年クラブの状況

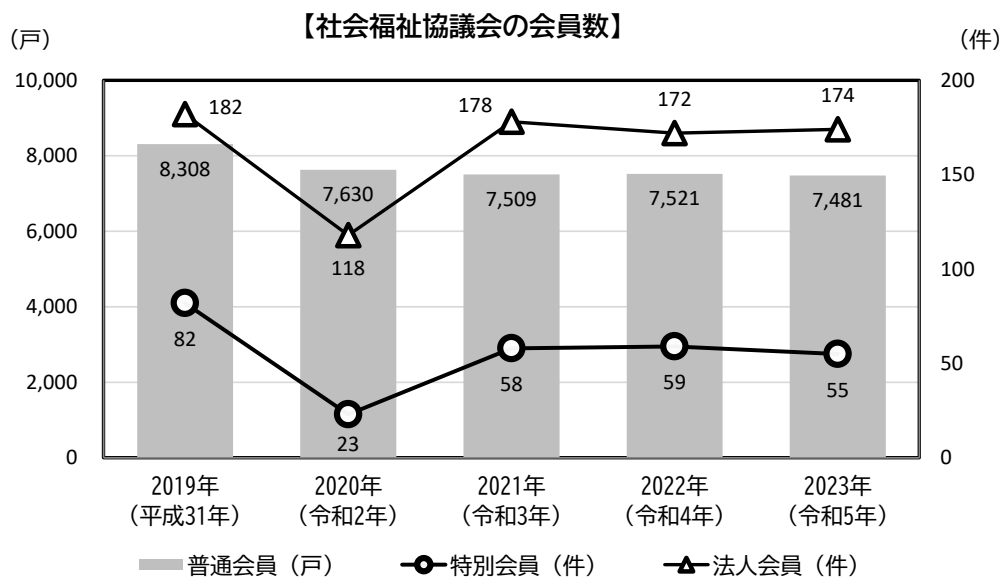
高年クラブについては、2019（平成31）年以降、クラブ数、クラブ会員数とも年々減少しています。



資料：介護福祉課（各年4月1日時点）

(4) 社会福祉協議会の状況

つくばみらい市社会福祉協議会の会員数は、年による増減みられますが、全体としては、2021（令和3）年以降横ばいで推移しています。



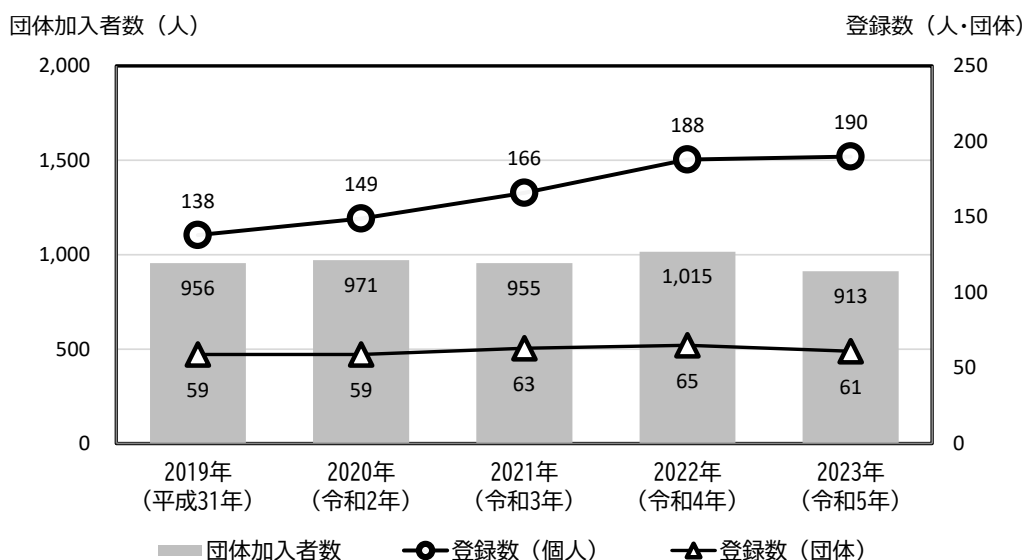
資料：つくばみらい市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

(5) ボランティア団体の状況

本市のボランティア団体加入者数と団体のボランティア登録数は、2019（平成31）年以降、横ばいでの推移となっています。一方、個人のボランティア登録数は、2019（平成31）年以降増加しています。

また、現在つくばみらい市ボランティア連絡協議会には、次頁に掲載した20団体が登録しています。

【ボランティア団体加入者数と登録数の推移】



資料：つくばみらい市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

【つくばみらい市ボランティア連絡協議会登録団体】

No	グループ名	主な活動内容
1	アイ・アイグループ	小、中学校のアイマスク体験協力、いきいきサロン開催、身障協会行事協力、社協行事への協力
2	あしたばの会	配食、会食サービスの調理
3	喜和味	配食、会食サービスの調理
4	さくら会	配食、会食サービスの調理、自主的料理研究
5	食楽	配食、会食サービスの調理、多彩な食育活動
6	シル・リハ体操クラブ	高齢者への体操指導、社協事業への協力、いきいきサロン開催
7	ボランティアけやき	いなほの里デイサービスの援助・配食、会食サービス調理・特別支援学校行事協力・社協行事協力
8	朗読グループ かたくり	市広報紙・社協だより・議会だより等の音訳CD作成・障がい者との交流会開催
9	I T 普及電腦会	いきいきサロン開催(パソコンサロン)、パソコン教室開催
10	ほうれん創	配食サービスの調理、自主的料理研究
11	おもちゃ病院ピノキオ	壊れたおもちゃの修理、社協事業への協力
12	ゆりの会	小学校読み聞かせ、小学校校庭草刈り
13	ひばり会	施設慰問
14	みらい研ぎクラブ	公共施設・学校・地域内における包丁研ぎ
15	木楽工房	公共施設・学校等の木工製品の製作及び補修
16	かたつむり	福祉施設等の車イスの清掃・点検・修理
17	フレンドリーみらい	知的・発達障がい児親子の支援活動
18	BOW ベルズ	地域の防犯パトロール
19	ほのぼの音楽隊♪	音楽と歌をとらして地域と交流、地域イベントの参加、慰問
20	つくばみらい市日本語ひろば	外国人のための日本語教室

4. アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、市民の皆様にご日常生活の現状や地域福祉に関するご意見などをうかがい、第3次計画づくりに反映させるために、「つくばみらい市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査及び結果の概要は次のとおりです。

(1) 調査の概要

■調査方法：郵送による配布・回収

■調査期間：令和4年12月7日（水）～ 令和4年12月23日（金）

■調査対象者：無作為で抽出された20歳以上の市民及び13～19歳の市民

■回収状況：

対象者	配布数	回収数	回収率
【1】20歳以上の市民	2,000件	720件	36.0%
【2】13～19歳の市民	500件	139件	27.8%

■結果の分析・表示：

- ・割合は、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。このため、割合の合計は100%とならないことがあります。
- ・複数回答の設問では、その設問の有効回答者数を基数として、各選択肢への回答者数の割合を算出しています。このため、割合の合計は100%を超えることがあります。
- ・地区別や年代別のクロス集計では、地区や年代の無回答者を除いているため、回答の合計数は全体の合計者数と一致しません。
- ・グラフや表の中の「n」は、回答者の総数を示しています。
- ・「前回調査」とは、本市が平成30年に実施した地域福祉に関するアンケート調査を意味しています。

■居住地区の区分け：

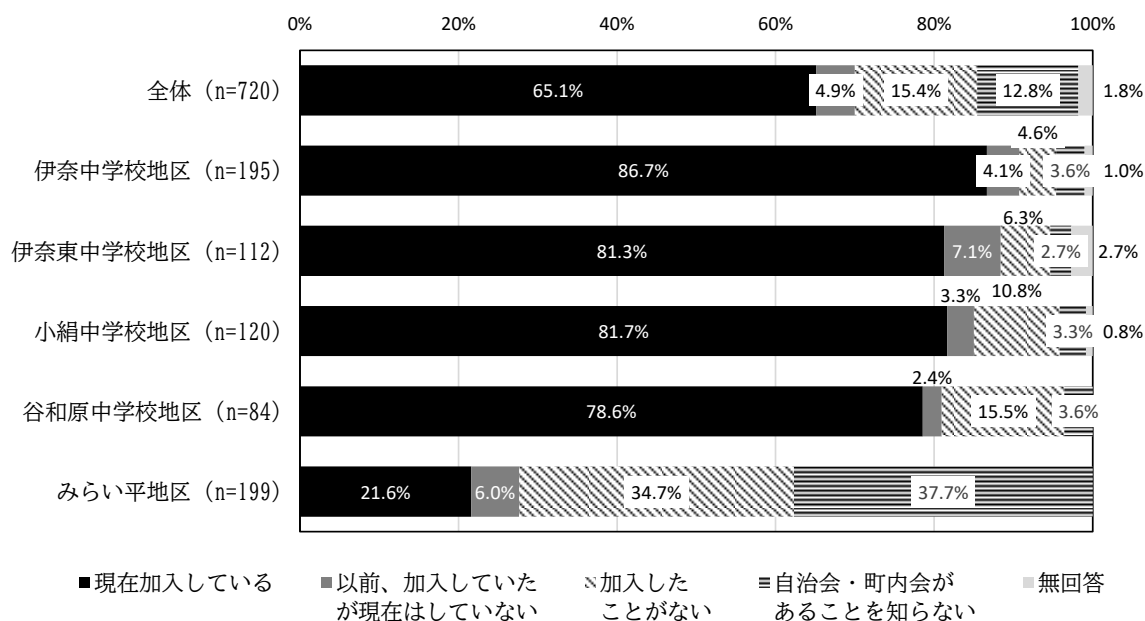
居住地区	地区名
伊奈中学校地区	小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区
伊奈東中学校地区	板橋地区・東地区
小絹中学校地区	小絹地区
谷和原中学校地区	谷原地区・十和地区・福岡地区
みらい平地区	みらい平地区

(2) 調査結果

【1】20歳以上市民

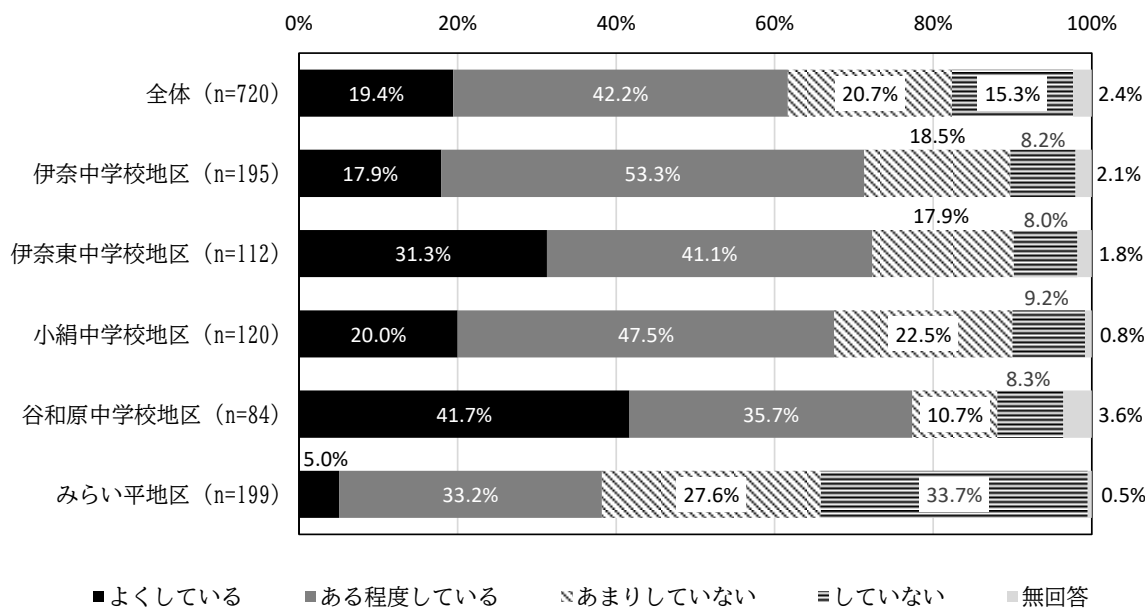
①自治会・町内会への加入状況(単数回答)

自治会・町内会に現在加入している割合は、市全体では65.1%ですが、みらい平地区は21.6%と、80%前後の他の地区と比較して大幅に低くなっています。



②近所の人とのお付き合いの程度(単数回答)

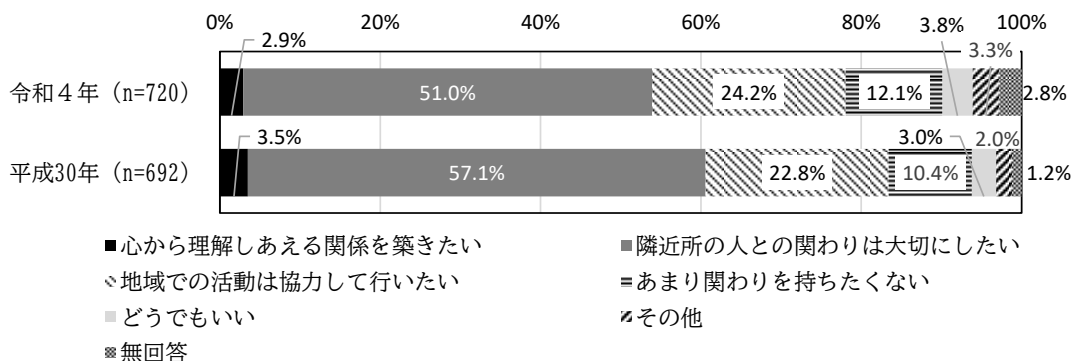
近所の人とのお付き合いを「よくしている」と「ある程度している」を合わせた割合は、市全体では61.6%ですが、みらい平地区は38.2%に留まり、他の地区と比較して低くなっています。



③近所の人との関わりについての考え(単数回答)

近所の人との関わりについては、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が51.0%と最も高く、次いで「地域での活動は協力して行いたい」が24.2%です。

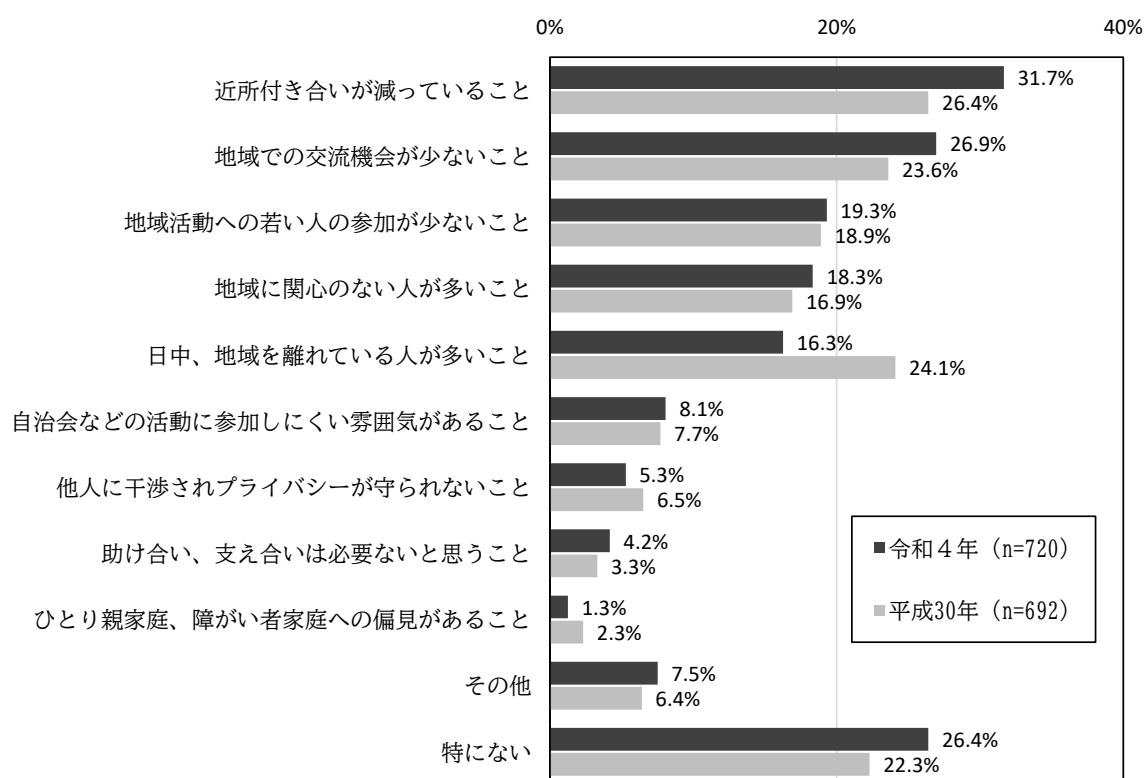
関わりに否定的な「あまり関わりを持ちたくない」は12.1%に留まっていますが、前回調査と比較すると、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」は6.1ポイント減少しています。



④地域での問題点・不足していると思うもの(複数回答)

地域での問題点・不足していると思うものでは、「近所付き合いが減っていること」が31.7%と最も高く、次いで「地域での交流機会が少ないこと」が26.9%、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が19.3%となっています。

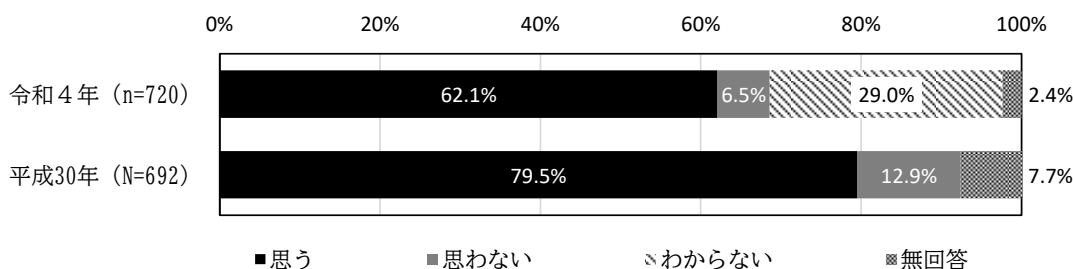
前回調査と比較すると、「近所付き合いが減っていること」と「地域での交流機会が少ないこと」が増加する一方、「日中、地域を離れている人が多いこと」は減少しており、新型コロナウイルスの感染拡大による行動様式への影響がうかがえる結果です。



⑤地域生活の中での地域住民相互の自主的な協力関係の必要性(単数回答)

地域住民相互の自主的な協力関係が必要であるかの問いでは、自主的な協力関係が必要と「思う」が62.1%、「わからない」が29.0%となっています。

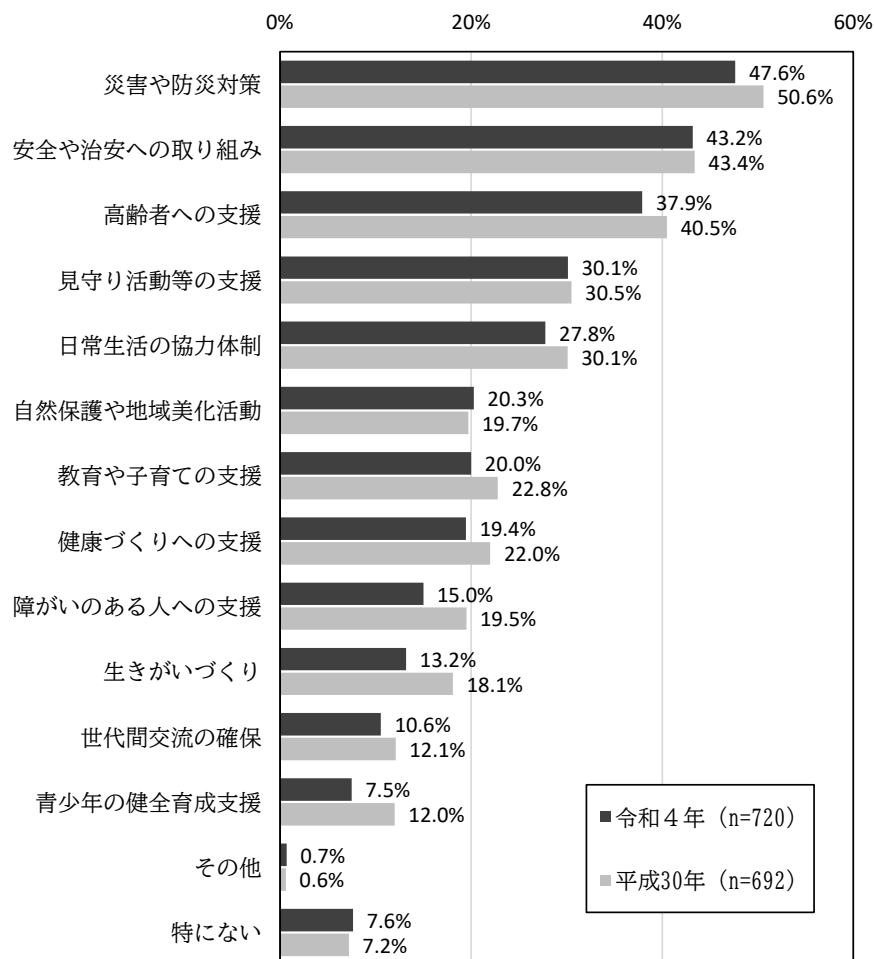
前回調査と比較し、「思う」が17.4ポイントもの大幅な減少となっていますが、「思わない」も前回から半減していることから、今回調査で新たに「わからない」の選択肢を設けたことが結果に影響したものと考えられます。



⑥地域に期待する役割・相互扶助(複数回答)

地域に期待する役割や相互扶助では、「災害や防災対策」(47.6%)、「安全や治安への取り組み」(43.2%)、「高齢者への支援」(37.9%)などが高くなっています。

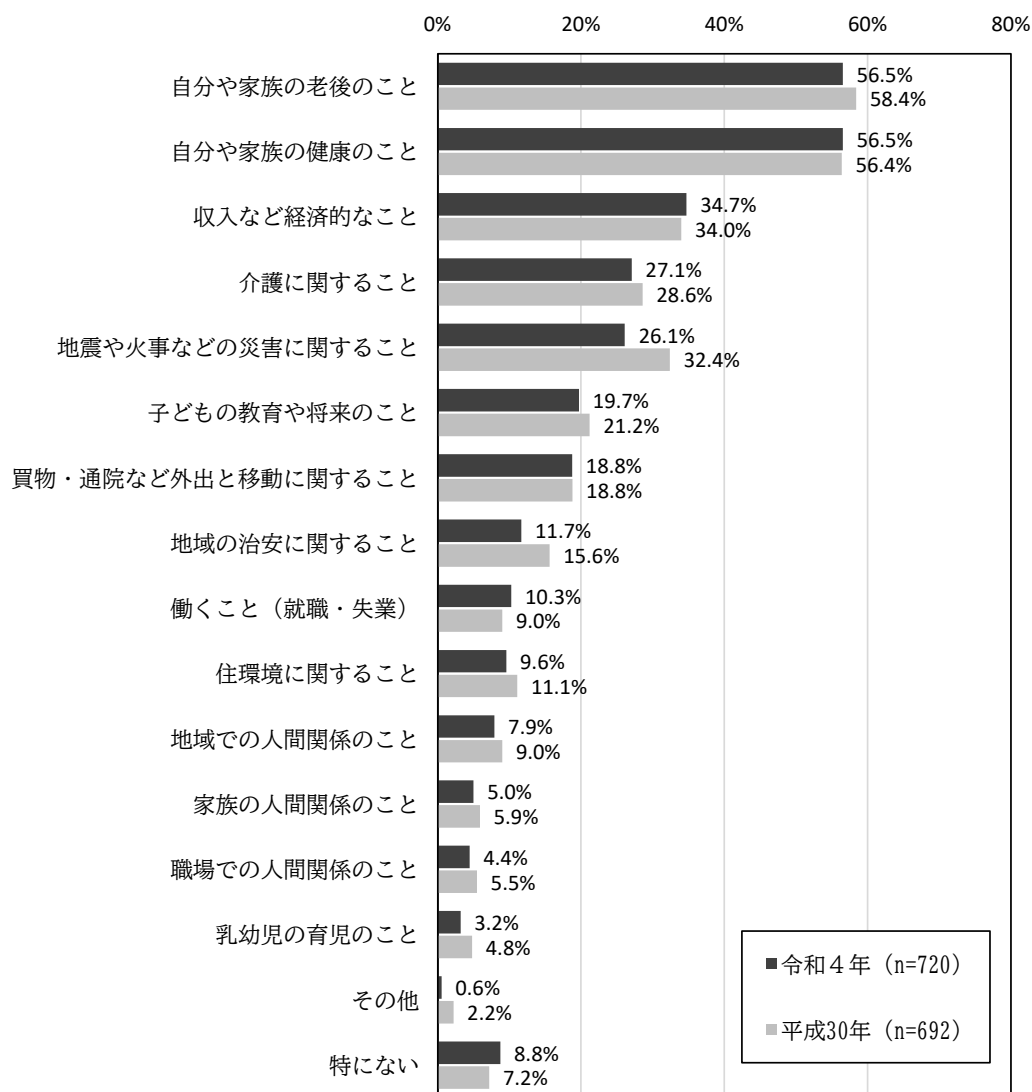
前回調査でも同じ項目が上位ですが、「災害や防災対策」と「高齢者への支援」の割合は、前回よりもやや減少しています。



⑦日常生活の不安(複数回答)

日常生活での不安では、「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」がともに56.5%と最も高く、次いで「収入など経済的なこと」が34.7%、「介護に関すること」が27.1%となっています。

前回調査と比較してほぼ同様の傾向がうかがえますが、「地震や家事などの災害に関すること」が6.3ポイント減少しています。前頁に記載のとおり、「地域に期待する役割」でも「災害や防災対策」への回答は前回から減少しており、災害への警戒意識がやや薄れていることがうかがえます。



居住地区別でみると、「介護に関すること」は谷和原中学校、小絹中学校、伊奈中学校の各地区、「地震や火事などの災害に関すること」は谷和原中学校地区、「子どもの教育や将来のこと」はみらい平地区、「買物・通院など外出と移動に関すること」は伊奈東中学校地区が、他の地区よりも高くなっています。

年代別にみると、すべての年代で「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」の割合が高く、20代から40代では、「収入など経済的なこと」、「子どもの教育や将来のこと」の割合が50代以上の年代よりも高くなっています。

	合計(人)	自分や家族の老後のこと	自分や家族の健康のこと	収入など経済的なこと	介護に関すること	地震や火事などの災害に関すること	子どもの教育や将来のこと	買物・通院など外出と移動に関すること	地域の治安に関すること	働くこと(就職・失業)	住環境に関すること	地域での人間関係のこと	家族の人間関係のこと	職場での人間関係のこと	乳幼児の育児のこと	その他	特になし	
全体	720	56.5%	56.5%	34.7%	27.1%	26.1%	19.7%	18.8%	11.7%	10.3%	9.6%	7.9%	5.0%	4.4%	3.2%	0.6%	8.8%	
居住地区	伊奈中学校地区	195	61.0%	54.9%	36.9%	32.3%	29.7%	10.3%	20.0%	9.7%	10.8%	11.3%	13.8%	4.1%	5.6%	1.0%	0.0%	7.7%
	伊奈東中学校地区	112	64.3%	57.1%	31.3%	28.6%	26.8%	8.0%	27.7%	7.1%	7.1%	8.0%	4.5%	8.0%	2.7%	1.8%	0.9%	6.3%
	小絹中学校地区	120	52.5%	59.2%	34.2%	32.5%	25.0%	14.2%	14.2%	10.0%	9.2%	7.5%	7.5%	4.2%	3.3%	2.5%	0.0%	12.5%
	谷和原中学校地区	84	65.5%	63.1%	34.5%	35.7%	35.7%	15.5%	17.9%	11.9%	9.5%	13.1%	4.8%	7.1%	6.0%	1.2%	0.0%	8.3%
	みらい平地区	199	47.2%	54.3%	35.2%	14.6%	18.1%	41.7%	16.6%	17.6%	12.1%	8.5%	5.5%	4.0%	4.5%	7.5%	1.5%	8.5%
年代	20代	30	40.0%	43.3%	53.3%	3.3%	16.7%	30.0%	6.7%	3.3%	30.0%	13.3%	6.7%	10.0%	23.3%	10.0%	0.0%	16.7%
	30代	89	41.6%	52.8%	50.6%	9.0%	22.5%	52.8%	11.2%	12.4%	15.7%	11.2%	3.4%	5.6%	6.7%	13.5%	0.0%	6.7%
	40代	125	52.8%	52.0%	44.0%	17.6%	23.2%	47.2%	12.0%	21.6%	12.8%	10.4%	7.2%	5.6%	4.0%	3.2%	1.6%	7.2%
	50代	93	73.1%	60.2%	35.5%	30.1%	25.8%	19.4%	12.9%	11.8%	12.9%	12.9%	11.8%	5.4%	11.8%	2.2%	1.1%	4.3%
	60代	116	62.9%	59.5%	34.5%	27.6%	29.3%	1.7%	22.4%	14.7%	8.6%	10.3%	6.9%	5.2%	0.9%	0.0%	0.9%	7.8%
	70代以上	259	56.4%	59.1%	22.8%	39.8%	28.2%	2.7%	27.0%	6.6%	3.9%	6.6%	9.3%	3.5%	0.8%	0.8%	0.0%	10.8%

⑧地区の暮らしの満足度(項目ごとに単数回答)

地区の暮らしの満足度を、「満足」と「まあ満足」の合計でみると、住んでいる地区によって大きな違い・特徴がみられます。

全体との差が「概ね10ポイントを超えていること」を基準にすると、伊奈中学校地区は、「②自治会などの地域活動」が高く、「④公園・緑地などの自然環境」、「⑨病院など医療関係施設」が低くなっています。

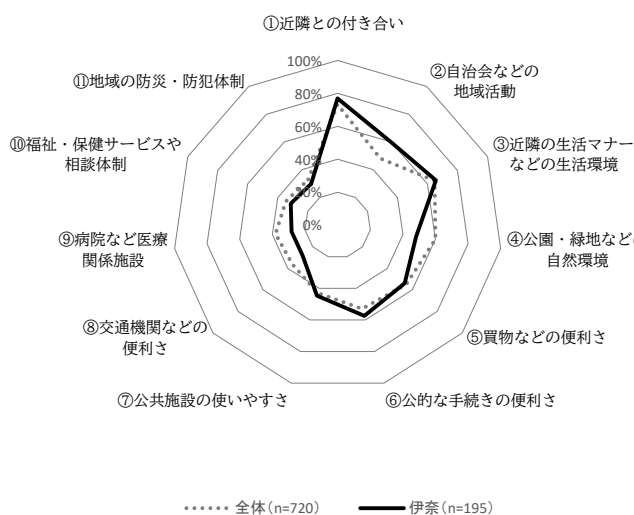
伊奈東中学校地区は、「④公園・緑地などの自然環境」、「⑤買い物などの便利さ」、「⑥公的な手続きの便利さ」、「⑦公共施設の使いやすさ」、「⑧交通機関などの便利さ」、「⑨病院など医療関係施設」など、多くの項目が低くなっています。

小絹中学校地区は、「④公園・緑地などの自然環境」、「⑤買い物などの便利さ」、「⑪地域の防災・防犯体制」が高く、「⑥公的な手続きの便利さ」が低くなっています。

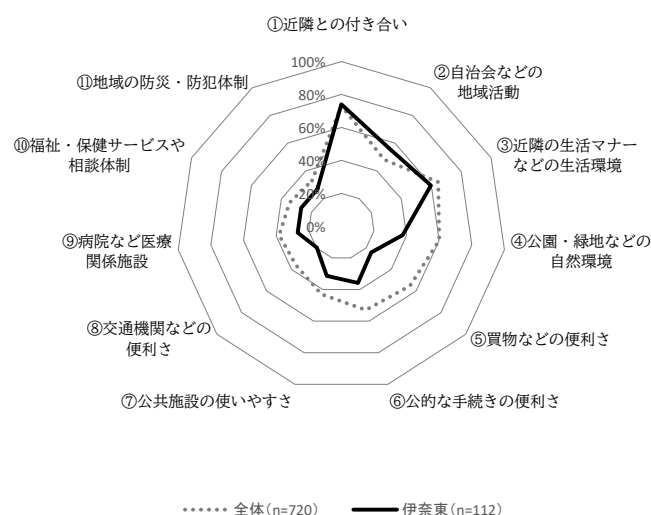
谷和原中学校地区は、「④公園・緑地などの自然環境」、「⑤買い物などの便利さ」、「⑦公共施設の使いやすさ」などが低くなっています。

みらい平地区は、「①近隣との付き合い」、「②自治会などの地域活動」が低く、「④公園・緑地などの自然環境」、「⑤買い物などの便利さ」、「⑥公的な手続きの便利さ」、「⑦公共施設の使いやすさ」、「⑧交通機関などの便利さ」が高くなっています。

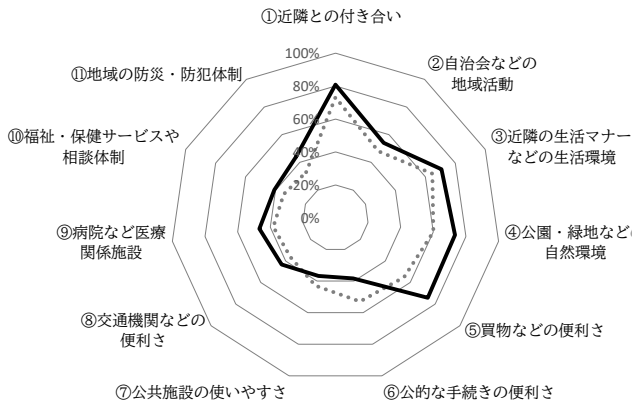
【伊奈中学校地区】



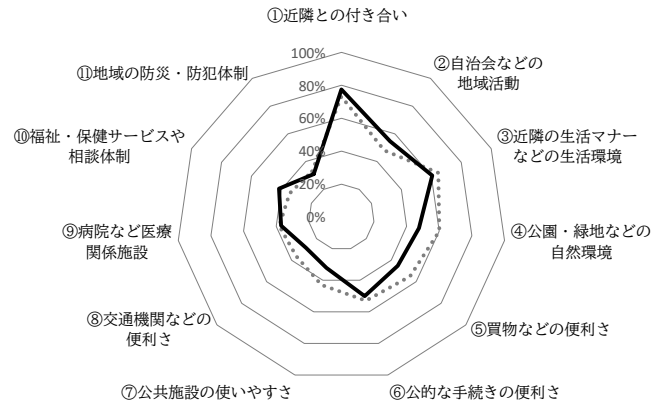
【伊奈東中学校地区】



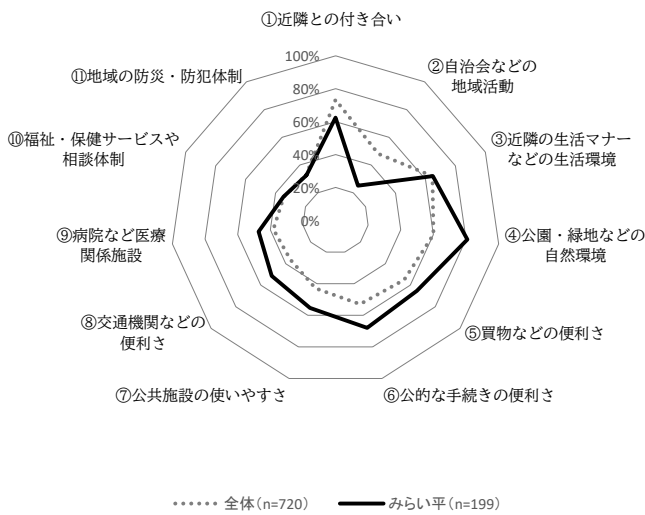
【小絹中学校地区】



【谷和原中学校地区】

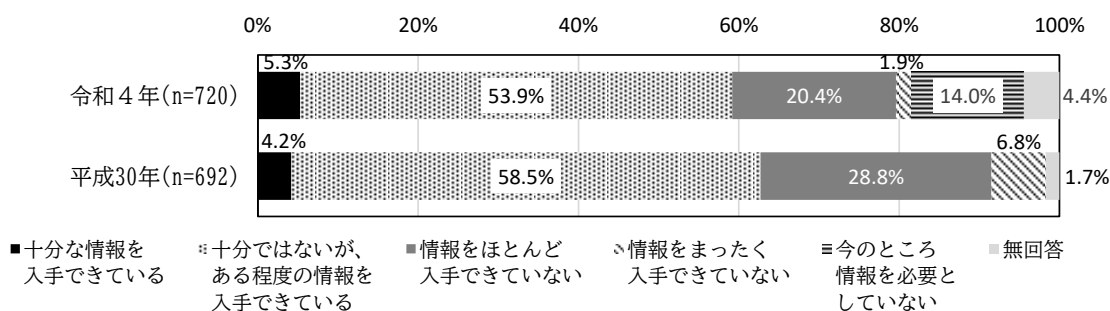


【みらい平地区】



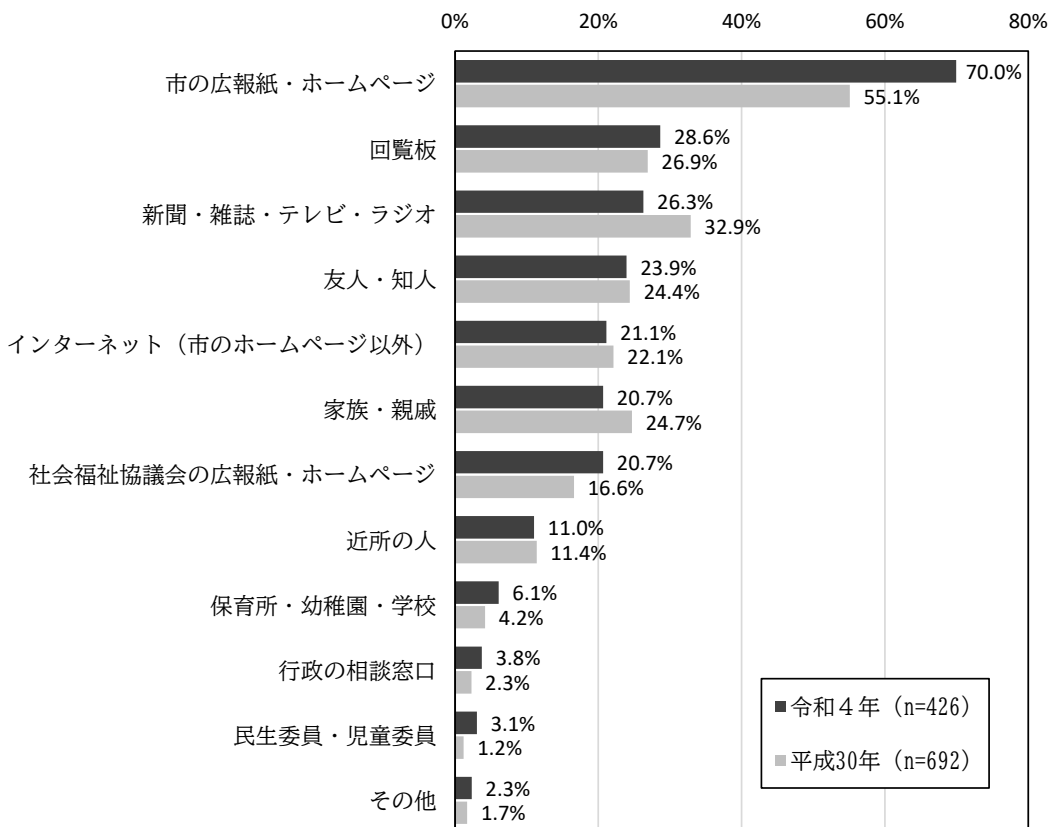
⑨福祉や健康に関する情報の入手状況(単数回答)

福祉や健康について、「十分な情報を入手できている」と「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」の合計は59.2%となっています。前回調査よりも3.5ポイント低くなっています。今回の調査では、新たに選択肢「今のところ情報を必要としていない」を加えたことの影響が考えられますが、「情報をほとんど入手できていない」と「情報をまったく入手できていない」の合計は更に大きく(13.3ポイント)減少していることから、市民の情報の入手状況は、前回調査時よりも改善していることがうかがえます。



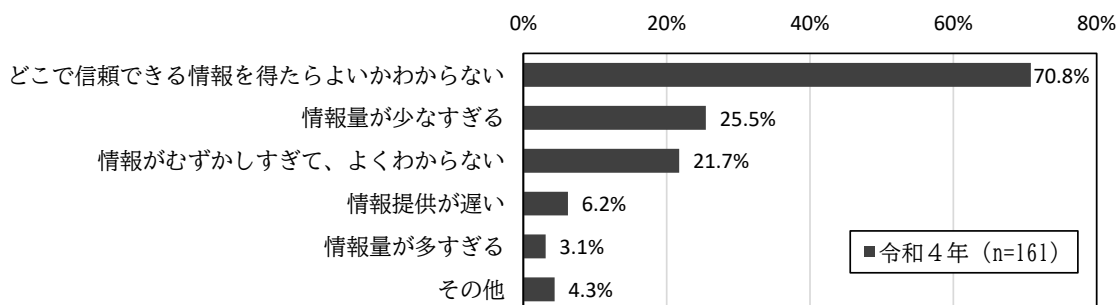
⑩福祉や健康に関する情報の入手先(複数回答)

福祉や健康についての情報を入手できている人の情報の入手先は、「市の広報紙・ホームページ」が70.0%と最も高く、前回調査よりも15ポイントの伸びとなっています。同じく前回調査よりも4ポイント高くなっている「社会福祉協議会の広報紙・ホームページ」とともに、情報提供としての重みが増しているといえます。



⑪情報を入手できていない理由(複数回答)

情報を入手できていない人が、その理由としてあげたのは、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」が70.8%と最も高く、次いで「情報量が少なすぎる」が25.5%、「情報がむずかしすぎて、よくわからない」が21.7%となっています。情報提供の仕方について、この結果も踏まえ改善を図ることが求められています。



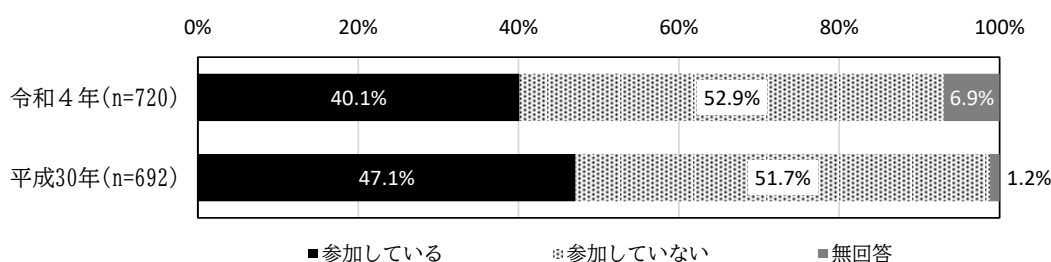
⑫地域活動・ボランティア活動への参加状況(単数回答)

地域活動については、「参加している」が40.1%、「参加していない」が52.9%となっており、前回調査と比較して、「参加している」が7ポイント減少しています。

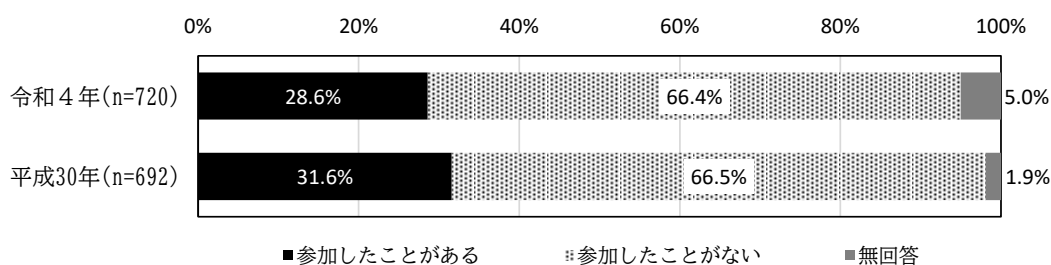
ボランティア活動については、「参加したことがある」が28.6%、「参加したことがない」が66.4%となっており、前回調査と比較して、「参加したことがある」が3ポイント減少しています。

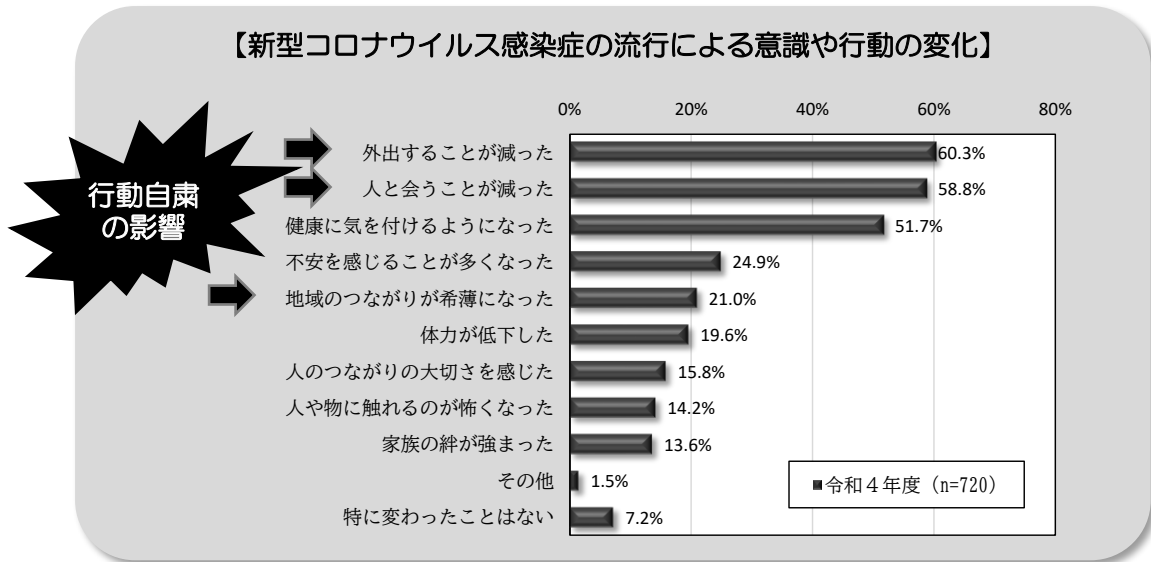
地域活動、ボランティアとも参加者・参加経験者が減少していますが、次頁に示すとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延による行動自粛の影響が考えられます。

【地域活動】



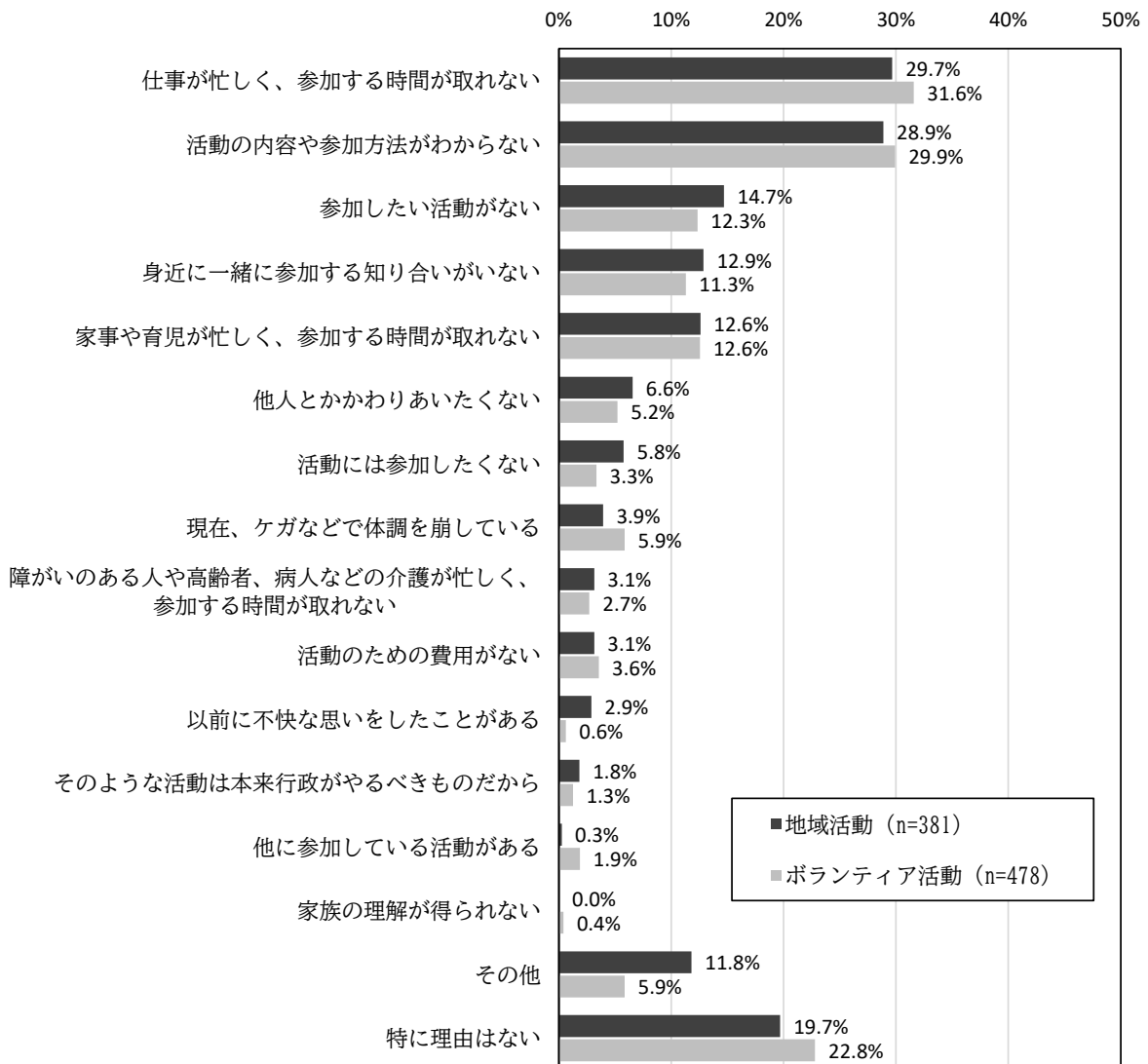
【ボランティア活動】





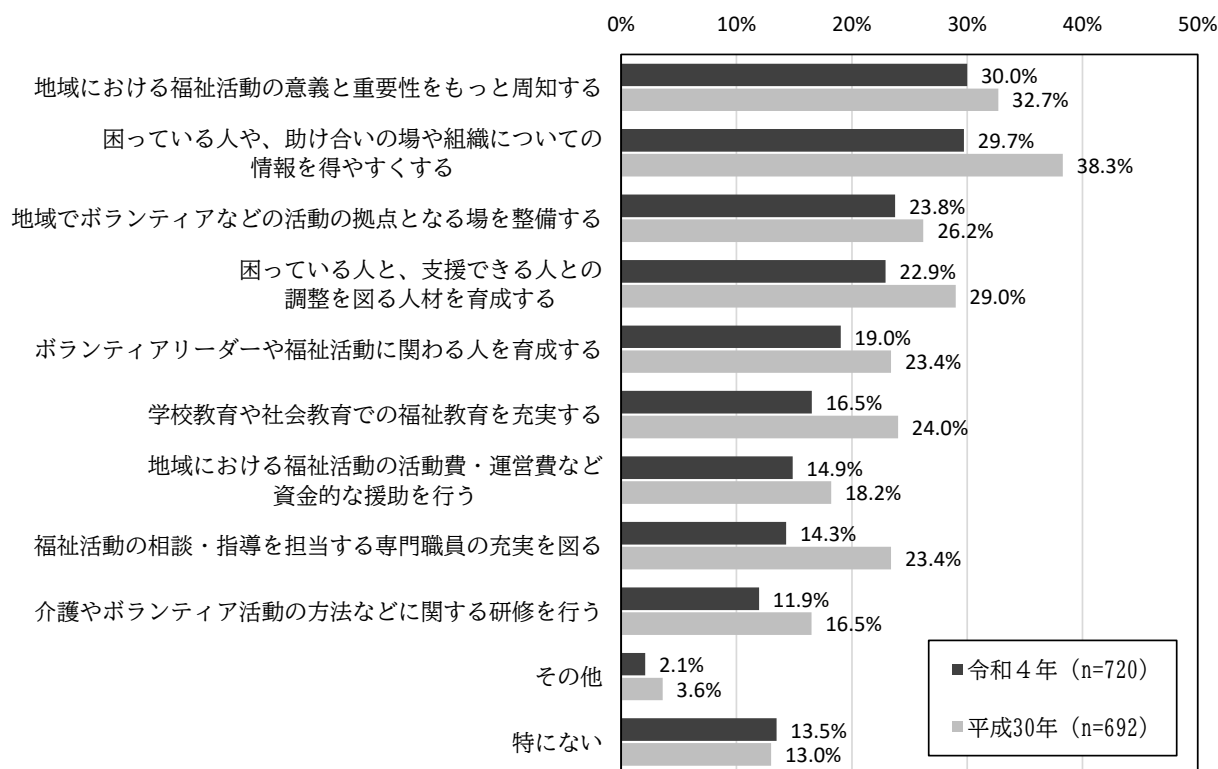
③地域活動・ボランティア活動に参加していない理由(複数回答)

活動に参加していない理由は、地域活動・ボランティア活動とも類似しており、ともに、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」、「活動の内容や参加方法がわからない」が最も高くなっています。



⑭助け合い、支え合い活動を活発にするために重要と思うこと(複数回答)

活動を活発にするために重要と思うことでは、今回調査、前回調査とも、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」と「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が最も高くなっています。周知活動と具体的な情報提供の改善が求められています。

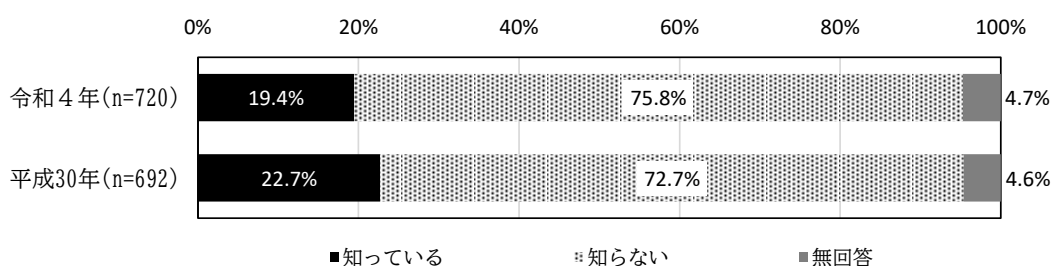


⑮災害発生時に一人で避難できない人の認知と対応の状況

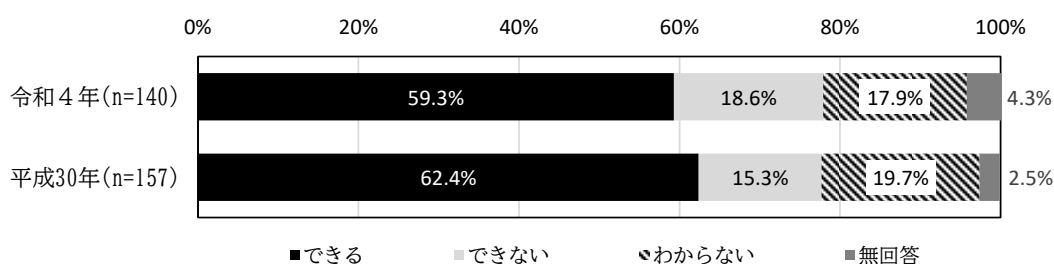
地震などの災害が発生した場合に、自宅や近所に一人で避難できない人がいることを知っている人は、前回調査よりもやや低下していますが、19.4%います。

この約2割の人のうち、実際に災害が発生した時に、一緒に避難「できる」のは59.3%で、「できない」は18.6%、「わからない」が17.9%となっています。

【災害発生時に一人で避難できない人がいることを知っているか】(単数回答)



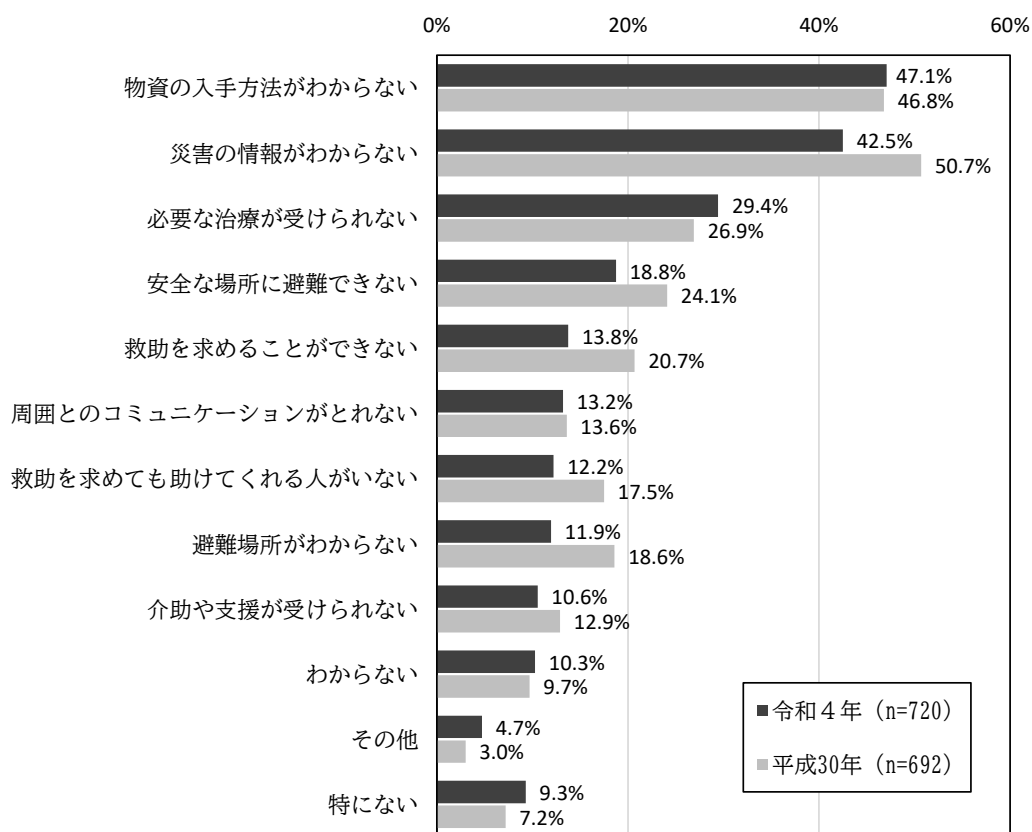
【一人で避難できない人と一緒に避難できるか】(単数回答)



⑩災害発生時に困ると思うこと(複数回答)

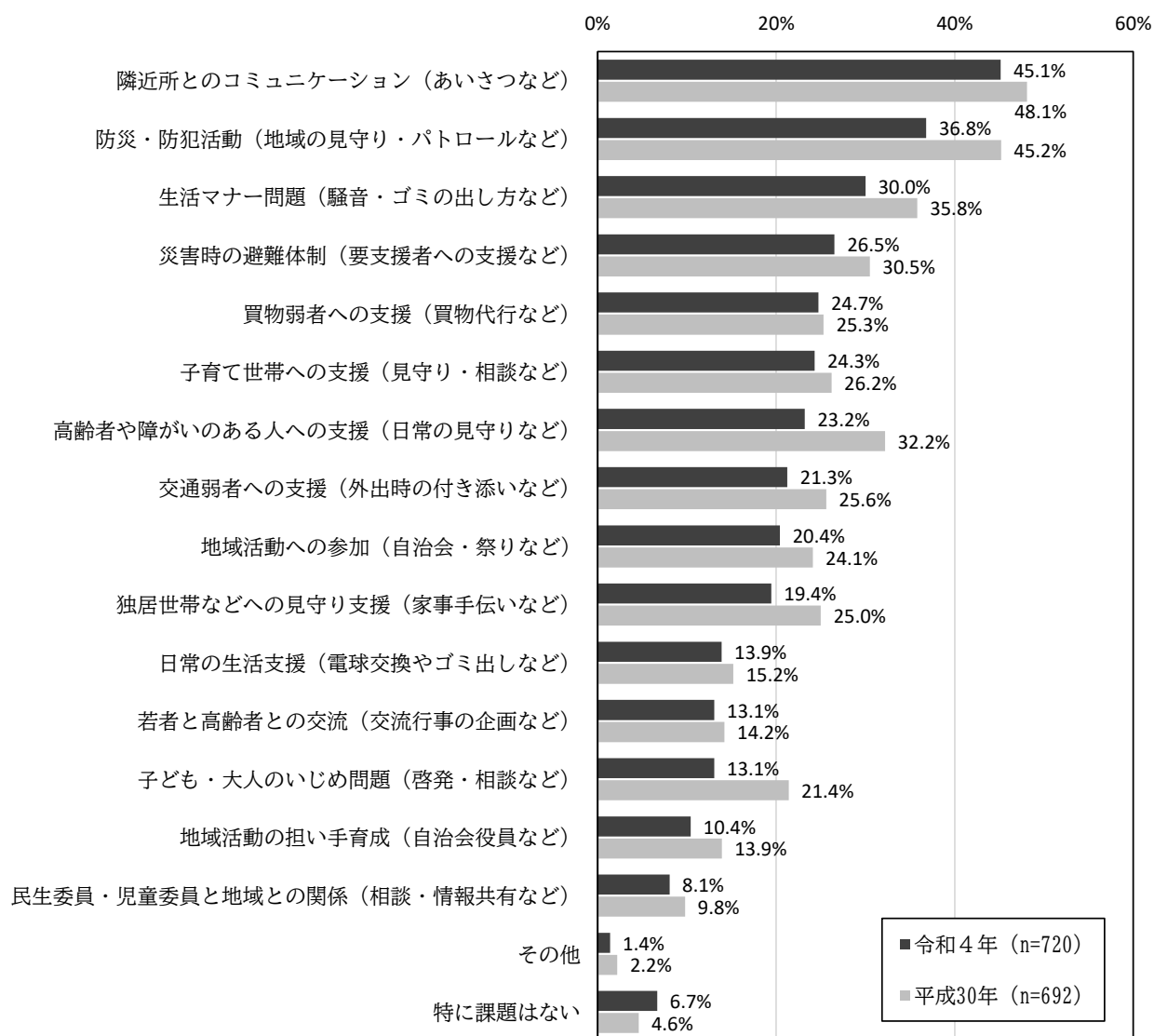
災害発生時に困ることでは、「物資の入手方法がわからない」が47.1%と最も高く、次いで、「災害の情報がわからない」が42.5%、「必要な治療が受けられない」が29.4%となっています。

前回調査と比較すると、「災害の情報がわからない」は8ポイント以上低く、災害情報の提供に改善がみられたことがうかがえます。



⑰地域で安心して生活するために取り組むべき課題(複数回答)

今後、地域のだれもが安心して生活するために、地域で取り組むべき課題では、「隣近所とのコミュニケーション」が45.1%と最も高く、次いで「防災・防犯活動」が36.8%、「生活マナー問題」が30.0%となっています。「特に課題はない」以外のすべての選択肢で前回調査よりも回答割合が低くなっていますが、とりわけ「高齢者や障がいのある人への支援」は大幅に(9.0ポイント)低下しています。

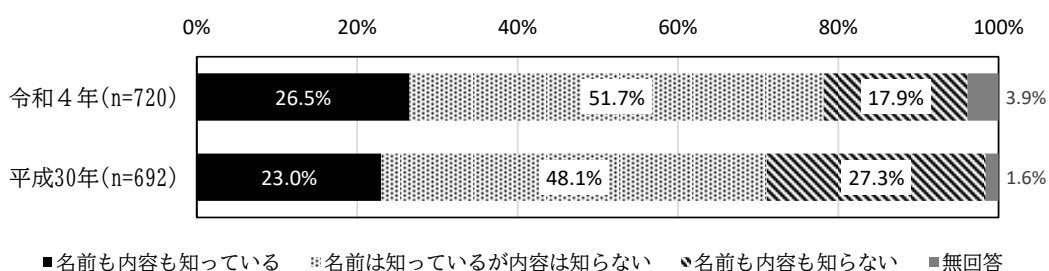


⑱つくばみらい市社会福祉協議会について

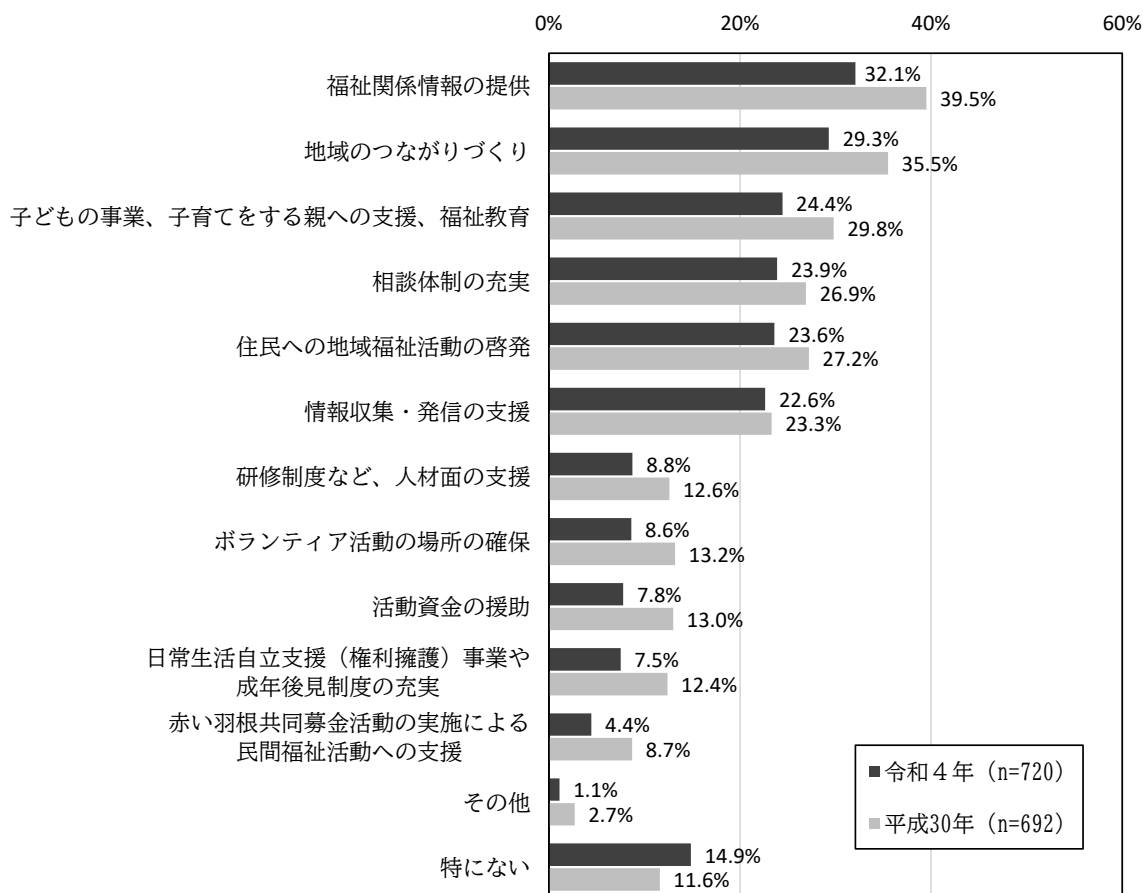
つくばみらい市社会福祉協議会について「名前も内容も知っている」は26.5%、「名前は知っているが内容は知らない」は51.7%で、知っている人は合わせて78.2%に達し、前回調査よりも7.1ポイント高くなっています。

期待することについては、全体的に前回調査よりも回答割合は低下していますが、「福祉関係情報の提供」(32.1%)、「地域のつながりづくり」(29.3%)、「子どもの事業、子育てをする親への支援、福祉教育」(24.4%)などが上位の項目で、前回調査と同様の結果となっています。

【つくばみらい市社会福祉協議会を知っているか】(単数回答)



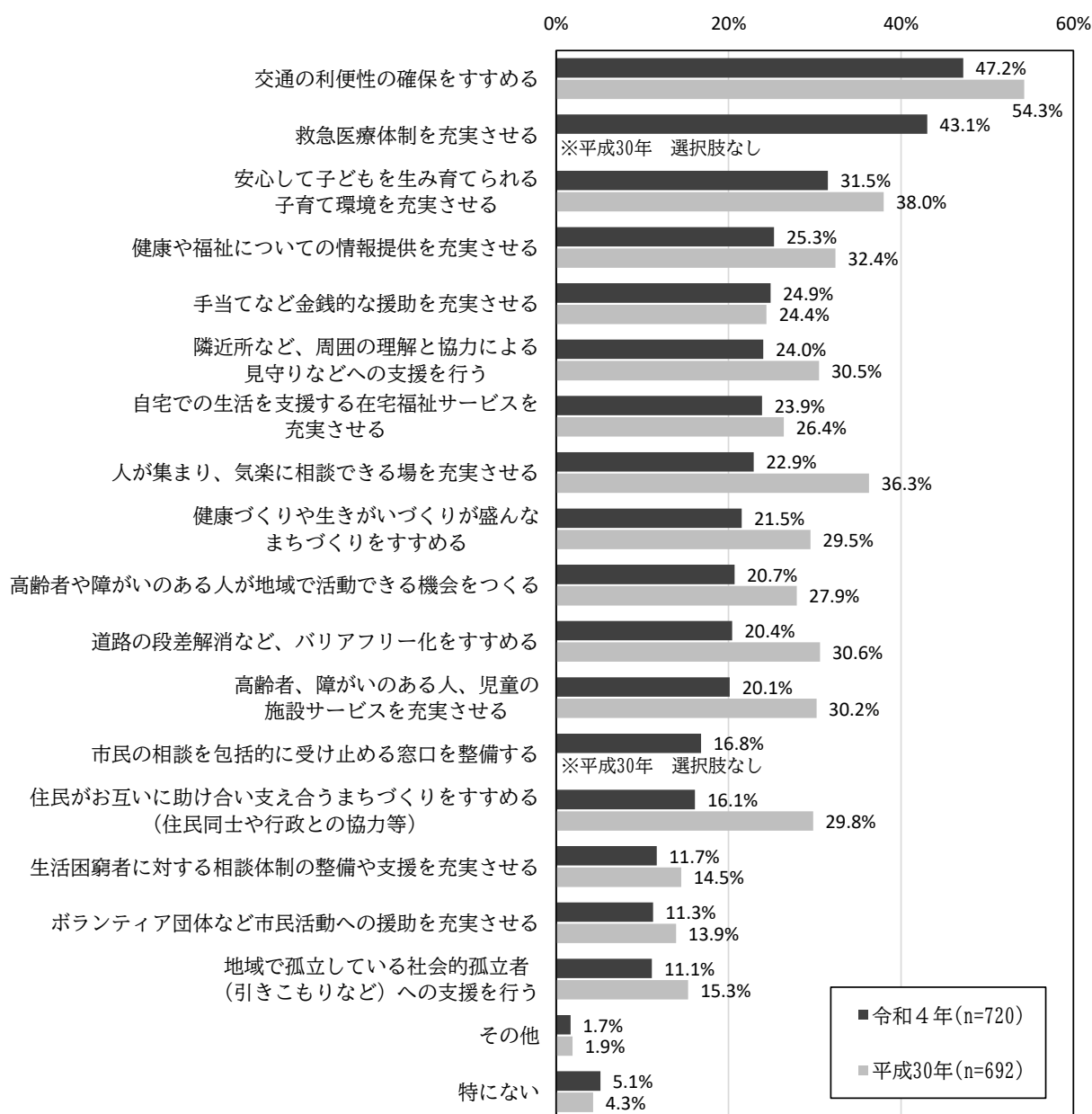
【つくばみらい市社会福祉協議会に期待すること】(複数回答)



⑱市の保健福祉施策充実のために重要と考える取り組み(複数回答)

重要と考える取り組みでは、前回調査よりも7ポイント低下したものの、「交通の利便性の確保をすすめる」が47.2%と最も高く、次いで前回選択肢になかった「救急医療体制を充実させる」が43.1%、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が31.5%となっています。

ほぼすべての選択肢の回答割合が前回よりも低下していますが、なかでも「人が集まり、気楽に相談できる場を充実させる」と「住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりをすすめる」はともに前回よりも13ポイントを超える低下となっています。



第2章 地域福祉に関する現状と課題

居住地区別でみると、伊奈中学校、伊奈東中学校、小絹中学校、谷和原中学校の各地区では「交通の利便性の確保をすすめる」の割合が最も高く、谷和原中学校地区では「救急医療体制を充実させる」の割合も同率で高くなっています。みらい平地区では「救急医療体制を充実させる」の割合が最も高くなっています。

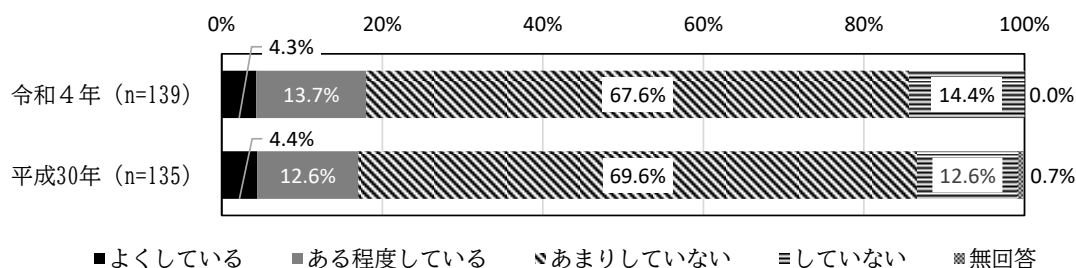
年代別でみると、20代、50代、60代、70代以上では「交通の利便性の確保をすすめる」の割合が最も高く、30代では「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」、40代では「救急医療体制を充実させる」の割合が最も高くなっています。

	合計（人）	交通の利便性の確保をすすめる	救急医療体制を充実させる	安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	手当てなど金銭的な援助を充実させる	隣近所などへの支援を行う	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	人が集まり、気楽に相談できる場を充実させる	健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりをすすめる	高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会をつくる	道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる	市民の相談を包括的に受け止める窓口を整備する	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりをすすめる（住民同士や行政との協力等）	生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を充実させる	ボランティア団体など市民活動への援助を充実させる	地域で孤立している社会的孤立者（引きこもりなど）への支援を行う	その他	特になし	
全体	720	47.2%	43.1%	31.5%	25.3%	24.9%	24.0%	23.9%	22.9%	21.5%	20.7%	20.4%	20.1%	16.8%	16.1%	11.7%	11.3%	11.1%	1.7%	5.1%	
居住地区	伊奈中学校地区	195	54.4%	45.1%	26.2%	27.2%	22.6%	21.5%	32.3%	24.6%	23.6%	21.0%	23.1%	23.6%	19.5%	18.5%	11.8%	14.9%	12.3%	1.5%	4.6%
	伊奈東中学校地区	112	47.3%	30.4%	24.1%	22.3%	20.5%	33.9%	24.1%	26.8%	18.8%	22.3%	20.5%	17.0%	17.0%	10.7%	11.6%	12.5%	0.0%	4.5%	
	小絹中学校地区	120	49.2%	40.0%	35.8%	27.5%	23.3%	25.0%	26.7%	25.0%	17.5%	27.5%	29.2%	25.8%	24.2%	15.0%	15.0%	12.5%	14.2%	1.7%	7.5%
	谷和原中学校地区	84	36.9%	36.9%	22.6%	23.8%	25.0%	27.4%	25.0%	21.4%	20.2%	14.3%	20.2%	19.0%	13.1%	15.5%	15.5%	9.5%	6.0%	1.2%	4.8%
	みらい平地区	199	43.7%	54.3%	43.2%	25.1%	31.2%	19.6%	13.6%	19.1%	24.1%	17.6%	13.1%	16.1%	12.1%	14.1%	8.0%	8.0%	9.5%	3.0%	4.5%
年代	20代	30	53.3%	33.3%	43.3%	10.0%	40.0%	16.7%	10.0%	10.0%	13.3%	6.7%	13.3%	20.0%	10.0%	3.3%	16.7%	6.7%	10.0%	0.0%	13.3%
	30代	89	40.4%	43.8%	64.0%	20.2%	49.4%	13.5%	12.4%	32.6%	16.9%	15.7%	16.9%	23.6%	6.7%	10.1%	9.0%	9.0%	9.0%	4.5%	5.6%
	40代	125	52.0%	56.0%	41.6%	26.4%	35.2%	20.0%	16.8%	19.2%	20.0%	24.8%	16.0%	18.4%	16.8%	16.0%	9.6%	9.6%	10.4%	1.6%	2.4%
	50代	93	54.8%	53.8%	26.9%	17.2%	22.6%	20.4%	18.3%	20.4%	25.8%	20.4%	21.5%	20.4%	24.7%	7.5%	10.8%	9.7%	9.7%	1.1%	7.5%
	60代	116	45.7%	44.0%	31.0%	35.3%	19.0%	27.6%	30.2%	21.6%	25.0%	19.0%	18.1%	16.4%	18.1%	15.5%	12.9%	9.5%	12.1%	0.0%	0.9%
	70代以上	259	44.4%	34.4%	16.6%	27.0%	13.5%	30.1%	32.0%	24.3%	22.4%	22.4%	25.1%	21.6%	18.1%	22.8%	12.4%	15.1%	12.4%	1.9%	6.2%

【2】13～19 歳市民

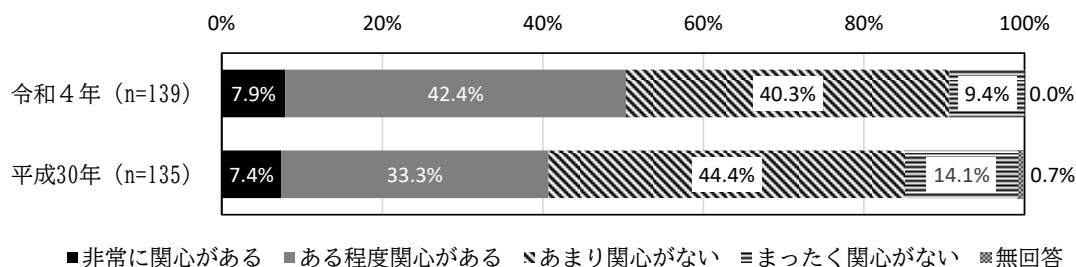
①近所との付き合いの状況(単数回答)

近所との付き合いを「良くしている」と「ある程度している」を合わせた割合は18.0%、「あまりしていない」と「していない」を合わせた割合は82.0%で、前回調査では、それぞれ17.0%と82.2%と大きな違いはなく、近所との付き合いに大きな変化はないことがわかります。



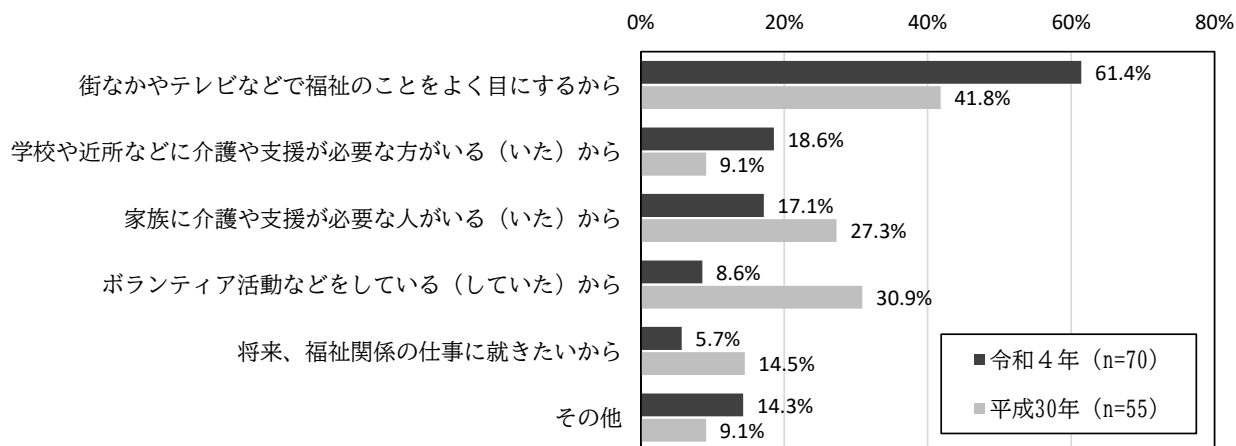
②福祉への関心(単数回答)

福祉について「非常に関心がある」は7.9%で前回調査と大きな違いはありませんが、「ある程度関心がある」は前回調査よりも9.1ポイント高い42.4%となっており、福祉への関心の高まりがうかがえます。



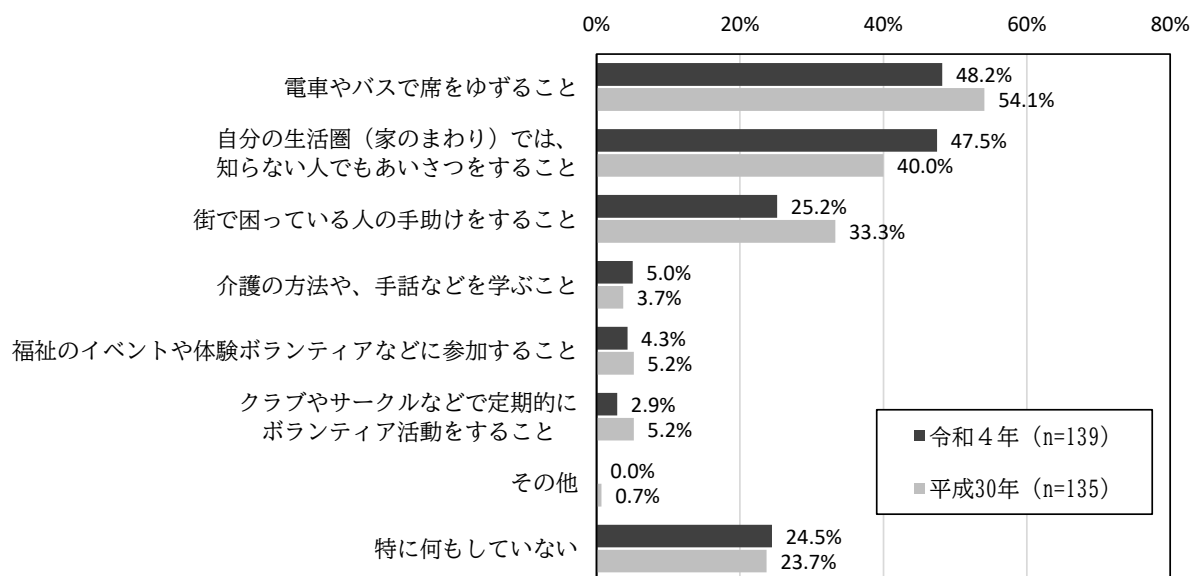
③福祉へ関心を持った理由(複数回答)

関心を持った理由では、「ボランティア活動などを行っている(していた)から」が前回調査よりも20ポイント以上低下する一方、「街なかやテレビなどで福祉のことをよく目にするから」が61.4%と前回調査よりも大幅に高く、福祉への関心を高めるため、周知活動が重要であることを示唆する結果となっています。



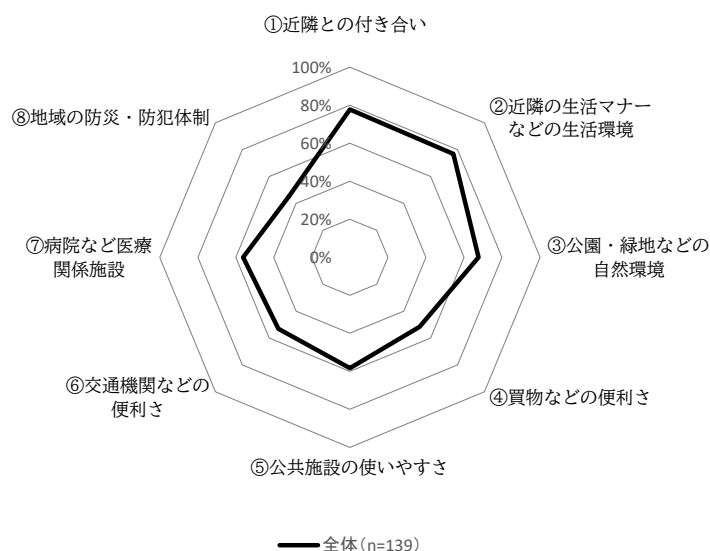
④福祉に関して日頃、心がけていること(複数回答)

日頃心がけていることでは、「電車やバスで席をゆずること」が48.2%、「自分の生活圏(家のまわり)では、知らない人でもあいさつをすること」が47.5%で最も高い回答となっています。一方、「街で困っている人の手助けをすること」は25.2%で前回調査よりも8.1ポイント低くなっています。



⑤地区の暮らしの満足度(項目ごとに単数回答)

地区の暮らしの満足度を、「満足」と「まあ満足」の合計でみると、「①近隣との付き合い」、「②近隣の生活マナーなどの生活環境」、「③公園・緑地などの自然環境」などは7割弱から8割弱と比較的高くなっています。一方、「⑧地域の防災・防犯体制」は45.4%と特に低くなっています。

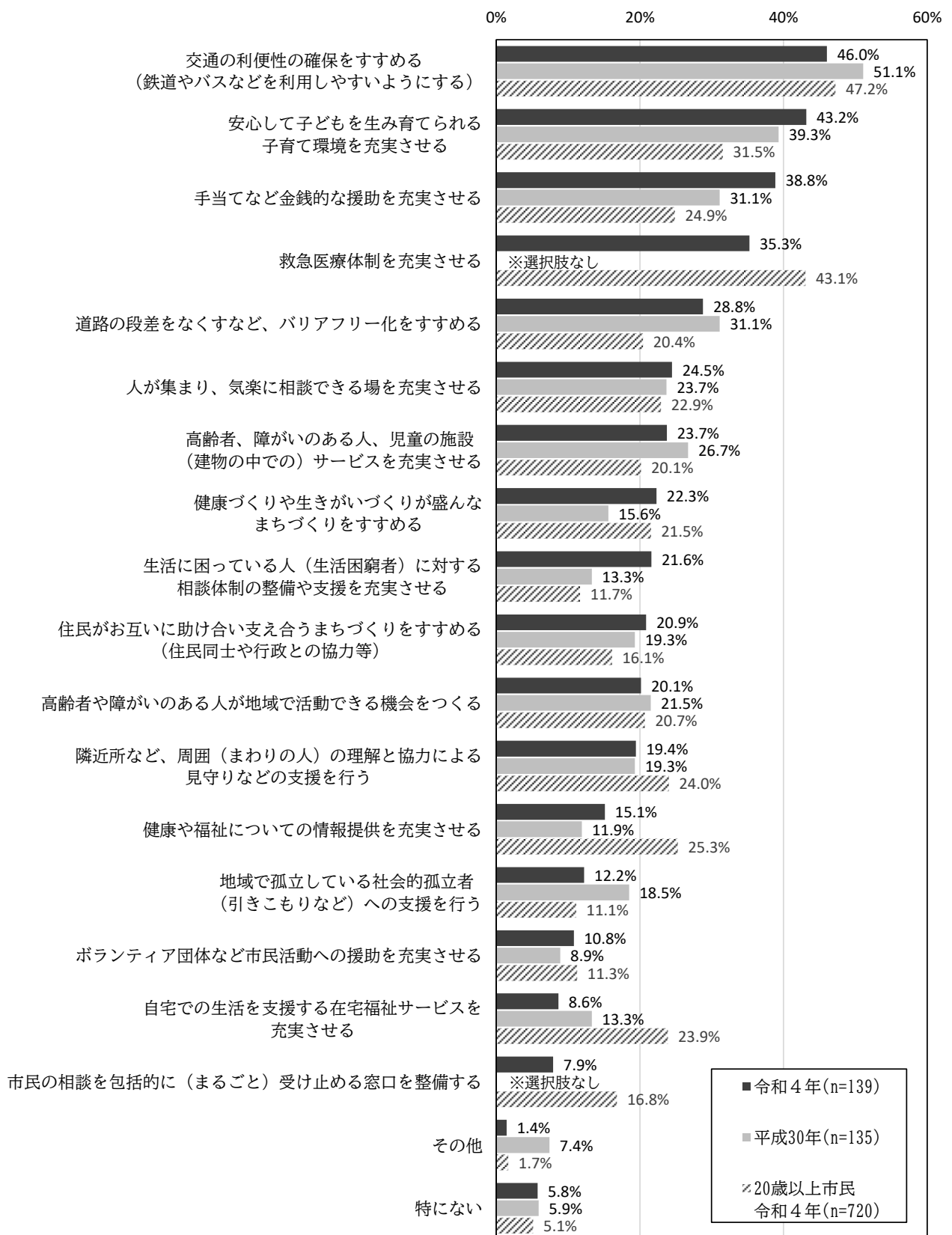


⑥福祉のまちづくりを充実させるうえで優先して取り組むべき施策(複数回答)

優先して取り組むべき施策としては、「交通の利便性の確保をすすめる」が46.0%と最も高く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が43.2%、「手当てなど金銭的な援助を充実させる」が38.8%、「救急医療体制を充実させる」が35.3%、「道路の段差をなくすなど、バリアフリー化をすすめる」が28.8%となっています。前回調査では選択肢になかった「救急医療体制を充実させる」を除き、上位の項目は前回と同様となっています。

趣旨を同じくする20歳以上市民への設問の結果と比較すると、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、「手当てなど金銭的な援助を充実させる」は13～19歳の市民のほうが、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」は20歳以上の市民のほうが、それぞれ10ポイントを超えて高くなっています。また、「交通の利便性の確保をすすめる」、「人が集まり、気楽に相談できる場を充実させる」、「健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりをすすめる」、「高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会をつくる」などは、ほとんど同じ割合となっており、世代を超えても共通の認識となっています。

第2章 地域福祉に関する現状と課題



5. 地域懇談会結果の概要

本計画の策定にあたり、日頃より地域福祉に関わりの深い活動を展開されているボランティア、民生委員・児童委員、協議体などをはじめとする市民の皆さまから、地域の状況・課題などを直接伺うために、ワークショップ形式の地域懇談会を開催しました。

懇談会と結果の概要は次のとおりです。

(1) 懇談会の概要

開催日時 (2023年)	地区	会場	出席人数 (人)
7月22日(土)	小絹	谷和原庁舎	21
	谷原・十和・福岡		11
7月29日(土)	小張・三島・谷井田・豊	伊奈庁舎	21
	板橋・東		13
8月5日(土)	みらい平	市民センター	6

■ 居住地区の区分け

居住地区	地区名
伊奈中学校地区	小張地区・谷井田地区・三島地区・豊地区
伊奈東中学校地区	板橋地区・東地区
小絹中学校地区	小絹地区
谷和原中学校地区	谷原地区・十和地区・福岡地区
みらい平地区	みらい平地区

(2)主な結果

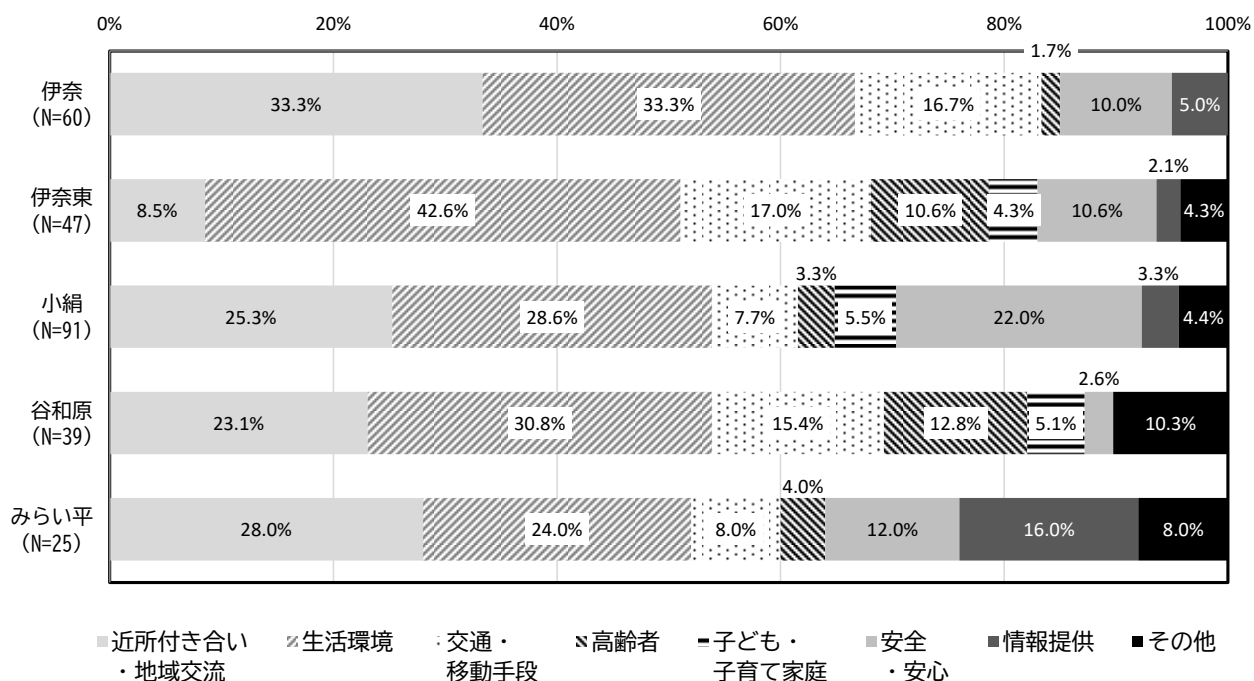
懇談会で提起されたご意見の内容を、「近所付き合い・地域交流」、「生活環境」、「交通・移動手段」、「高齢者」、「子ども・子育て家庭」、「安全・安心」、「相談・情報提供」の7つの分野で分類し、地区別に整理した結果は次の通りとなりました。

「伊奈」、「小絹」、「谷和原」、「みらい平」の各地区では「近所付き合い・地域交流」と「生活環境」に関することについての意見が1・2位を占めました。また、「伊奈東」では「近所付き合い・地域交流」は少なく、「交通・移動手段」が第2位となっています。また、「小絹」では、「安全・安心」に関することについての意見も2割を超えています。

■地区別・内容別の意見数

	地区				
	伊奈 中学校	伊奈東 中学校	小絹 中学校	谷和原 中学校	みらい平
近所付き合い・地域交流	20	4	23	9	7
生活環境	20	20	26	12	6
交通・移動手段	10	8	7	6	2
高齢者	1	5	3	5	1
子ども・子育て家庭	6	2	5	2	0
安全・安心	3	5	20	1	3
相談・情報提供	3	1	3	0	4
その他	0	2	4	4	2
合計	60	47	91	39	25

■地区別・内容別の意見の構成比



地域の現状や課題に関する分類ごとの主な意見は次の通りです。

分野	主な意見
近所付き合い・地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりが薄れている。 ・集まりごと、交流の機会が少なくなっている。 ・自分だけの生活に集中している。 ・共同で集まる場所、近隣で会話できるサロンがあるといい。 ・地域で集まる場所があっても利用されない。 ・自治会入会率の低下 ・アパート等多く出入り（転出入）も結構あると思うので、そのつながり ・ボランティア人口の低下（若者がいない） ・子どもの人数が少ないのでさみしい。 ・村の神社の維持管理
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭い、凸凹や段差がある。 ・空き家が増え、庭木や雑草が問題 ・大型ゴミを他地区から車で来て、置いていく人がいる。 ・粗大ごみの運び出しが高齢者は大変。 ・公園で犬のひもを外して走らせている。 ・イヌ・ネコ散歩時の後始末 ・アライグマにイタズラされる。
交通・移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援、免許返納者への支援 ・通院、買い物が大変 ・バス停まで移動が遠くて大変 ・バスのルート、バスの本数が少ない
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの方の話相手がいない ・月1回の見回りでは心配ですが、何回も見回りをするといやがられる。 ・高齢者の居場所づくり ・高齢者に対しての声かけ
子ども・子育て家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子の問題、行き場所 ・子供のあずかり問題 ・学習支援、食事支援、孤立防止 ・シングルマザーのお助け
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における独居高齢者のサポート ・こどもの登下校の見守り ・小さい子の自転車ルール、キケン！ ・通勤時、通り抜ける車の量・スピード ・認知症の人の見守り
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の情報提供、周知 ・自治会未加入者への災害等情報伝達 ・見守り中の高齢者などが入院したときは、各関係民生委員に連絡してほしい。

6. 第2次計画の推進状況

第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画に盛り込まれた125の施策についての評価（推進状況と第3次計画への対応）は次のとおりです。

全体では「達成」が75.2%、「概ね達成」が23.2%と順調な結果となっていますが、基本目標2（ふれあい・支えあいづくり）については「達成」が66.7%と基本目標1、3と比較してやや低く、特に「3. 関係組織の連携」の「達成」は14施策中7施策（50.0%）に留まっています。

■全体

施策の方向性	施策数	推進状況			第3次計画への対応		
		達成	概ね達成	未達成	拡充	継続	廃止
合計	125	94	29	2	0	124	1
		75.2%	23.2%	1.6%	0.0%	99.2%	0.8%

■基本目標1 地域福祉推進体制づくり

施策の方向性	施策数	推進状況			第3次計画への対応		
		達成	概ね達成	未達成	拡充	継続	廃止
1. 地域福祉の意識づくり	8	7	1	0	0	8	0
2. 地域福祉の担い手の育成	14	10	3	1	0	14	0
3. 地域活動・ボランティア活動等の充実	13	8	5	0	0	12	1
合計	35	25	9	1	0	34	1
		71.4%	25.7%	2.9%	0.0%	97.1%	2.9%

■基本目標2 ふれあい・支えあいづくり

施策の方向性	施策数	推進状況			第3次計画への対応		
		達成	概ね達成	未達成	拡充	継続	廃止
1. 地域の見守り活動や交流活動の促進	17	14	3	0	0	17	0
2. 防犯・防災体制の強化	17	11	6	0	0	17	0
3. 関係組織の連携	14	7	7	0	0	14	0
合計	48	32	16	0	0	48	0
		66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

■基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

施策の方向性	施策数	推進状況			第3次計画への対応		
		達成	概ね達成	未達成	拡充	継続	廃止
1. 総合的な情報提供と相談体制の充実	12	11	1	0	0	12	0
2. 権利擁護などの推進体制の充実	5	5	0	0	0	5	0
3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実	25	21	3	1	0	25	0
合計	42	37	4	1	0	42	0
		88.1%	9.5%	2.4%	0.0%	100.0%	0.0%

7. 本計画で取り組むべき課題

統計情報やアンケート調査、地域懇談会などで市民の方から寄せられたご意見などから、本市の地域福祉の課題を次のとおりまとめました。

〔1〕 地域や近所のつながりの再構築

アンケート調査において、「近所付き合いが減っていること」、「地域での交流機会が少ないこと」、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が地域の課題として多く回答され、また、地域懇談会でも、「地域のつながりが薄れている」、「自分だけの生活に集中している」などが指摘されました。

地域で心地よく安心して暮らし続けるための土台は、ご近所と顔が見える関係であると多くの方が理解していることは、アンケート調査で、地域に期待する役割として、「日常生活の協力体制」と3割近くの方が回答していることから伺えます。それでも、なお一歩踏み出せない方のために、交流の機会をつくり、背中を押して参加を促すといった活動が大切な活動となっています。

〔2〕 地域の暮らしの満足度についての大きな地域間差の解消

地域における暮らしの満足度を、アンケート調査結果や地域懇談会でのご意見を通じて、市内の4つの中学校区とみらい平地区を合わせた5つの地区別にみると、次のとおり整理できます。

地区	暮らしの満足度	
	高い	低い
伊奈中学校	地域活動	自然環境 交通機関 医療施設
伊奈東中学校	地域活動	自然環境 買物 公的手続き 公共施設 交通機関 医療施設
小絹中学校	自然環境 買物	公的手続き
谷和原中学校	地域活動 福祉・保健サービス	自然環境 買物 公共施設 交通機関
みらい平	自然環境 買物 公的手続き 公共施設 交通機関 医療施設	近隣との付き合い 地域活動

満足度の高低にそれぞれ該当する項目は、地区によって様々であり、暮らしやすい地域づくりを推進するにあたっては、それぞれの地域の特徴を踏まえたメリハリのある対応が重要となっています。

〔3〕組織の連携強化

市民がかかえる生活課題の複雑化・複合化が進んでいるため、その解決には、多くの関係機関が連携してあたる必要性が高まっています。しかし、第2次計画の推進状況を見ると、施策の中でも「関係組織の連携」の達成度は、他の施策よりもやや低い結果となっています。

包括的な支援体制を作り上げるため、異なる組織が「連携強化」することの重要性が、ますます高まっています。

〔4〕増加が続く高齢者のみ世帯と寝たきり高齢者への対応

本市における高齢者人口は、2019年から2023年にかけて3.6%増加しましたが、同期間の高齢者のみの世帯数と寝たきり高齢者数は、それぞれ14.9%、44.8%と高齢者数を大きく上回った増加となっています。

本市では、従来から様々な手段や機会を活用して高齢者の見守りを進めてきていますが、今後、対象者の増加に合わせて、そうした見守り活動を更に拡大していく必要があります。

〔5〕少子化と今後予測される高齢化への対応

本市の2023年の総人口は、2019年から2.9%の伸びとなりました。この伸び率は、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれもほぼ等しく、バランスのとれたものとなっています。しかし、年齢階級別の人口分布は、今後、特筆すべき人口の社会増がなければ、本市でも少子化と高齢化が進行していくことを示唆しています。地域懇談会でも、地域の子どもの少なさを指摘する意見が、すでに出され、アンケート調査における、重要と考える市の保健福祉施策では、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が3割を超え、「高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる」は、20歳以上市民で20.1%、13～19歳市民では更に高い23.7%となっています。

本市市民の人口の年齢別構成の推移を的確に予測し、必要な施策を現在の段階から検討し、整備を開始することが求められています。

〔6〕 増加する空き家や生活環境の整備

地域懇談会やアンケート調査における記述に、地域に増えている「空き家」の問題を指摘する意見がみられています。また、道路の段差や狭さ、暗さなどの生活環境についての改善など、個人や地域の力では解決が困難な問題も多くあげられています。

高齢者や障がいのある人、子ども・子育て等に関する福祉分野の計画に横串を刺す地域福祉計画として、それら個別の福祉計画の施策も視野に入れながら、行政として必要な施策を着実に推進することが重要となっています。

〔7〕 増加傾向にある外国籍市民のニーズの把握と対応

本市で暮らす外国籍市民の数は、2005年から5年ごとの国勢調査の度に増加していることが明らかとなっています。そうした人たちは、日本と異なる生活習慣の中で育ったゆえに、毎日の生活で誤解や軋轢が生じがちであり、また、十分な情報がないために地域に不安感が広がることもあります。

縁あって本市に暮らすそうした人たちを、地域を構成する個人としてコミュニティに迎え、共生していくことが求められます。そのために相互の理解を助ける行政の取り組みが必要とされています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 計画の体系

1. 基本理念

基本理念

地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第2次計画は「地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としました。

このなかの前半部である「地域のきずな」は地域住民が互いに信頼しあう関係性を示していますが、令和4年の地域福祉に関するアンケート調査においても、地域で安心して生活するために取り組むべき課題として半数近くの方が「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」と回答しており、地域におけるきずなの重要性は、多くの市民が理解・認識していることがうかがえます。

また、後半部の「誰もが安心して暮らせるまち」は、きずなで結ばれた住民が、互いを信頼し尊重するという土壌の上で展開される「ともに生きる地域社会」と置き換えることができます。

令和2年の改正で、社会福祉法には新たに第4条に第1項として「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」という一文が加えられましたが、第2次計画は、この文章が示す地域福祉の目標を、法改正に先立って基本理念に据えています。従って、第3次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画においても、第2次計画の基本理念を踏襲することとします。

2. 基本目標

基本理念が意味する地域共生の「まち」の実現までには、多くの具体的な活動の積み重ねが必要です。本計画では、そうしたまちづくりをより効果的・効率的なものとするため、活動を、①仕組みを整える施策、②整えた仕組みの上で地域の住民や組織が主体となっていく取組、③活動の主体を支える行政や公的機関の支援、という3種類に区分し、それぞれを基本目標と設定します。

基本目標 1

地域福祉を推進する体制づくり ～仕組みの整備～

地域の様々な背景を持った人々が、ときに支え、ときに支えられる「きずな」で結ばれて暮らすためには、「地域福祉」に関する理解が広く浸透した地域に福祉活動を担う人や組織が生まれ育ち、存分の福祉活動が展開できる環境が整えられる必要があります。

アンケート調査によれば、地域の人との関わりを大切にしたい人は5割を超えていますが、4年前の前回調査よりも減っています。また、地域での自主的な協力関係の必要性について、「わからない」と回答した人がほぼ3割います。そのため、様々な場面・機会を捉え、地域福祉の基盤となる地域のきずなの大切さを再確認いただくとともに、地域福祉に関する理解の浸透や意識の啓発を図ります。

さらに、地域福祉活動の担い手となる福祉人材の育成と地域福祉活動の推進者への支援体制を整備し、活気ある地域福祉活動の基盤づくりに努めます。

施策の方向性

- 「地域福祉」への理解促進
- 福祉人材の育成
- 「地域福祉活動」の推進者への支援などに関すること

基本目標2

ふれあい・支えあう地域づくり ～活動の促進～

地域住民が主体となり推進される地域福祉の大切さの理解の先には、具体的な地域での福祉活動が活発に推進される必要があります。

アンケート調査で、新型コロナウイルス感染症の流行により、ほぼ6割の人は「人と会うことが減った」と回答し、2割の人は「地域のつながりが希薄になった」と回答しています。また、地域での活動（自治会、子ども会など主に住まいの地域を対象とした活動）に参加している人も40.1%と前回調査よりも7ポイント少なく、さらに、地域活動に参加していない人のうち、今後、地域活動に「ぜひ参加したい」、「できれば参加したい」と回答した人は前回よりも7.6ポイント少ない26.0%に留まっています。

地域における見守りや子どもたちの安全な日常の確保など、地域の力があって初めて実現できるものです。そうした支えあい活動がきめ細かく行われ、住民が安心して毎日を過ごすことのできる地域とするために、住民が世代を超えて交流できる場の充実を推進するとともに、福祉活動に関係する地域の団体や組織の、より効果的な連携を促進していきます。

施策の方向性

- 地域における見守り・支えあい活動の推進
- 住民による交流の場・包括的な支援体制の整備などに関すること

基本目標3

安心して暮らせる福祉のまちづくり ～地域の主体への公的支援～

住民の誰もが安心して暮らすことができるまちであるためには、住民相互の助け合いに加えて、行政をはじめとする公的機関からの支援が重要となります。

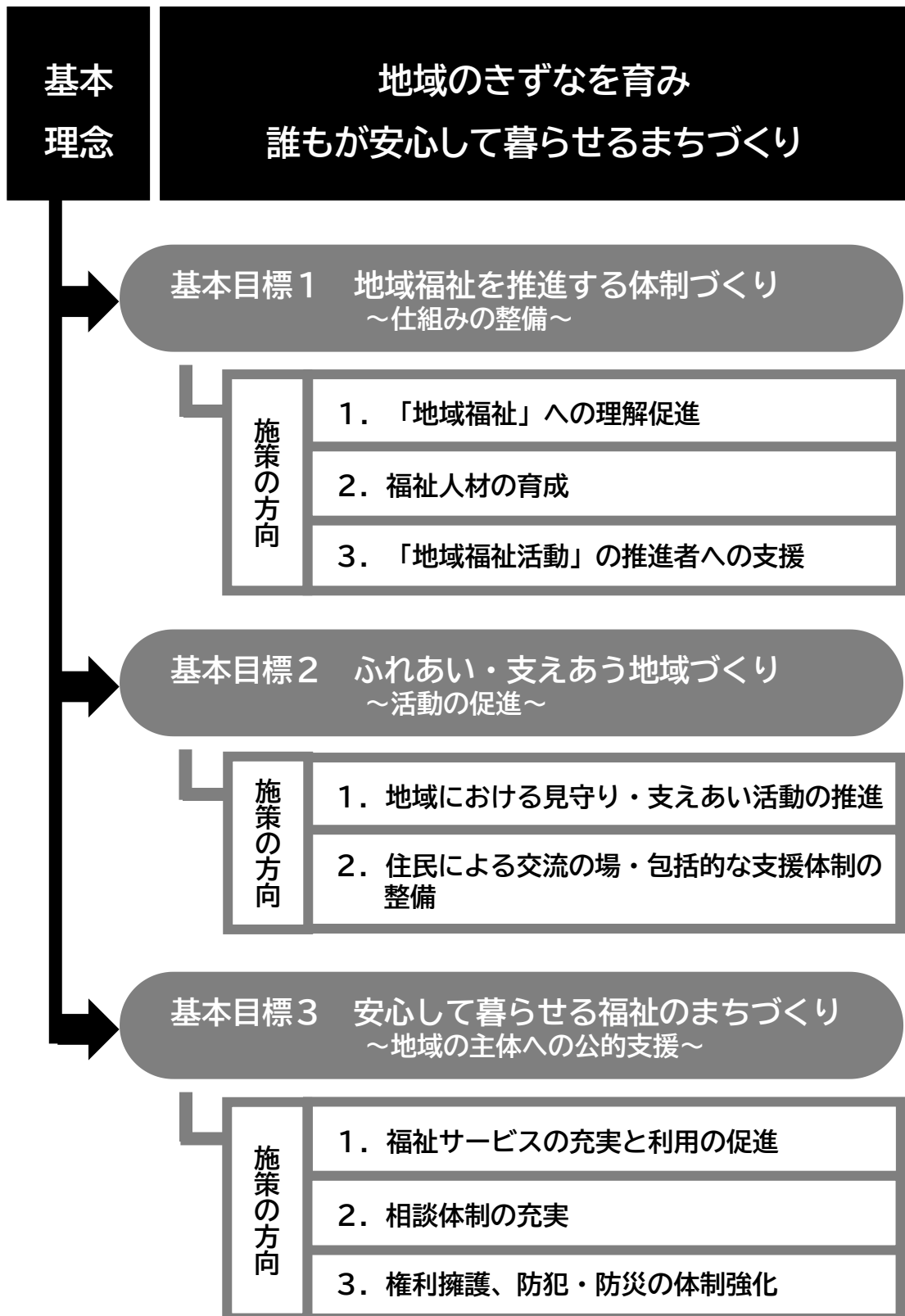
住民の暮らしを支える様々な福祉サービスを、必要とする人が必要なときに利用できるよう充実させることが重要ですが、アンケートでは、福祉や健康に関する情報を「十分」または「ある程度」入手できていると回答した人は6割弱で、前回調査よりもやや下がり、情報を「ほとんど」または「まったく」入手できていない人のうちの7割は「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」と回答しています。そうした声に応えるため、福祉サービスの充実と合わせ、サービス情報の提供や相談体制についても充実を図る必要があります。

また、地域で共に安心して暮らしていくための基本である防犯・防災体制の強化や、人と人が尊重される社会に欠かすことのできない権利擁護の体制づくりなど、公的支援が果たすべき役割を着実に推進していきます。

施策の方向性

- 福祉サービスの充実と利用の促進
- 相談体制の充実
- 権利擁護、防犯・防災の体制強化
などに関すること

3. 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉を推進する体制づくり

基本目標2 ふれあい・支えあう地域づくり

基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本目標1 地域福祉を推進する体制づくり ～仕組みの整備～

施策の方向1. 「地域福祉」への理解促進

■現状と課題

私たちは、「知らないもの」、「理解できないもの」に対して警戒感が高まりがちです。それゆえ、安心して毎日を暮らすためには、地域において人と人とがふれあい、互いを理解することが大切です。しかしながら高齢化や核家族化の進展、新たに市民となった方たちの増加などによる地域コミュニティの変化に加え、3年に及ぶ新型コロナウイルスの蔓延が従来のような近所付き合いや外出機会の減少を招いたために、地域のつながりはむしろ希薄化が進む状況となっており、地域懇談会においても同様の指摘がなされています。

子ども・若者・壮年・お年寄り、障がいのある人・ない人、様々な理由で日本に住む外国籍の人など、すべての人が尊重され共に暮らす地域社会を作り上げるために、人々の中に「地域福祉」についての理解の促進を図り、自分自身が地域づくりの主人公であるとの認識をもっていただくことが重要となっています。

■今後の取り組み

【1】学校や地域における福祉教育の充実

学校での福祉教育や地域での福祉講座などを通じて、暮らしの安心につながる地域づくりの大切さや地域福祉活動のつながりの大切さ、地域福祉活動を推進することの重要性について意識の啓発を図ります。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 一人ひとりが福祉への関心を高め、勉強会や研修に積極的に参加するように心がけます。
- 高齢者や障がいのある人との交流を積極的に行い、幼少期から「共生社会」を自然に受け入れる体験を重ねます。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	小・中学校からの福祉教育を推進します。	教育指導課
2	あらゆる機会を活用し、福祉教育を推進します。	地域推進課 教育指導課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	社会福祉事業・福祉団体活動・ボランティア活動等、様々な福祉活動を紹介します。
2	車いすの貸し出しや高齢者疑似体験など各種講座・教室を行うなど、各学校や地域における福祉教育活動に協力します。
3	地域、学校に出向き児童・生徒、地域住民を対象に、各種事業を通して社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践・社会連帯の精神を醸成します。 【福祉移動教室（インスタントシニア体験含む）】

●数値目標

	年度（令和）				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
福祉移動教室の体験者数	150人	150人	150人	175人	175人

【2】広報・啓発活動の充実

「市の広報紙やホームページ」を福祉や健康等に関する情報入手の手段として頼る人がアンケート調査で7割に達している状況を踏まえ、その内容の充実を図るとともに、市と社会福祉協議会、その他の関係機関が開催する各種イベント等の機会を通じて、より多くの市民が地域福祉に接する機会を得られるように努めます。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけます。
- 広報紙やホームページ、回覧板などに定期的に目を通します。
- 市や社会福祉協議会、各種団体などからの情報を、周囲の人や情報が行き届きにくい人にも伝え、地域の中で共有します。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	広報紙やホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用し、地域福祉推進に関わる情報や地域の取り組み状況等を、わかりやすく、親しみやすいかたちで提供します。	関係各課
2	社会福祉協議会と連携し、活動内容を周知します。	社会福祉課 介護福祉課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	「社協だより Let's go つくばみらい」やホームページなどの内容の充実に努めます。
2	「社協だより Let's go つくばみらい」やホームページなどを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発活動を図るとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
3	<p>広報紙社協だより「Let's go つくばみらい」隔月発行（年6回）と、ホームページの作成・更新において社会福祉協議会の情報、福祉の情報、ボランティア市民活動等の情報を幅広く掲載し、情報の提供を継続して行います。</p> <p>【広報・啓発活動（社協だより・HP）】</p>
4	<p>SNS の活用により、幅広い方に、社会福祉協議会や関係機関などの取り組みなどの情報を発信します。</p> <p>【SNSの積極的活用】</p>

施策の方向2. 福祉人材の育成

■現状と課題

アンケート調査によれば、地域活動に「参加している」人は4割、ボランティア活動に「参加している」人は3割弱で、ともに平成30年の前回調査よりも少なくなっています。また、地域での問題点として「若い人の参加が少ない」ことをあげた人は2割と前回調査と概ね同様の結果となっています。

地域での福祉活動を効率的に進めるためには、地域福祉を良く理解し、先頭に立って活動をけん引するリーダーの存在が欠かせませんが、同時に地域活動に参加する人の裾野を広げることも重要です。

これまで地域活動やボランティア活動に参加経験がない人の3割近くの人は、「活動の内容や参加方法がわからない」ことを理由にあげています。活動しやすい環境づくりを推進することが、求められています。

■今後の取り組み

【1】地域活動・ボランティア活動の人材やリーダーの育成

地域福祉活動等への参加者を増やし、活動のリーダーを育成するための入口として、ボランティアの体験活動の機会を設けます。

豊富な知識や経験を持った人に地域で活躍していただけるよう、ボランティア市民活動センターへの登録を促すとともに、高齢者による地域支援活動の活性化の仕組みを整備・推進します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 興味を持った地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 趣味や特技、経験などを地域活動に活かすことを考えます。
- 一人ひとりが高い意識を持ち、地域活動などの役員を引き受けます。
- 子どもに、地域活動やボランティア活動を体験することを勧めます。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	ボランティア活動の1日体験など、市民の豊かな知識や経験、技術を地域活動に活かすための場を設けます。	地域推進課
2	地域におけるボランティア活動への参加を促進し、子どもころから地域で活躍するリーダーの育成を目指します。	教育指導課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	知識や経験、すぐれた能力を有する人材に、ボランティア市民活動センターへの登録を促します。
2	地域で活躍するボランティア活動のリーダー育成に努めます。
3	ボランティア活動に参加するきっかけとなる、ボランティア体験の場を設けます。
4	ボランティア活動に関する様々な講座や研修会等を開催します。
5	地域福祉の分野に限らず、障がい者福祉や子育てなど様々な分野で様々な活動に積極的に取り組んでいる方々をゲストに話を聞き、受講者のボランティア活動のきっかけを設けます。 【ボランティア入門講座】
6	児童・生徒が体験学習を通して社会福祉やボランティアについての理解を深め、社会性と自立性を培います。 【ワークキャンプ】
7	地域支援事業の一つとして、65歳以上の方が、市内の介護施設等において支援活動を通して積極的に地域貢献や社会参加することで、より健康維持につなげます。 また、支援活動1時間1ポイントを付与し、10ポイント以上で1ポイントたまと100円へポイント転換ができる制度となっています。 【介護支援ポイント事業】

●数値目標

	年度（令和）				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
ボランティア入門講座の受講者数	30人	30人	30人	35人	35人
ワークキャンプ参加者数	20人	25人	25人	30人	30人
介護支援ポイント事業登録者数	10人	12人	15人	18人	20人

【2】地域福祉活動の担い手をボランティア団体などにつなぐ仕組みづくり

ボランティア活動やボランティア団体に関する情報提供や相談窓口の充実を図り、地域福祉活動の担い手が十分な情報を得ることができる環境を整えます。また、ボランティア登録やボランティア同士が交流する機会を充実させ、「身近なボランティア」を実現させます。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 地域のボランティア団体とその活動に関心を持ち、積極的に交流します。
- ボランティア市民活動センターを活用します。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	ボランティア活動を含む市民活動団体に関する相談対応を行うとともに、ボランティア市民活動センターとの連携を図ります。	地域推進課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	社協だより・ホームページ・SNS 等を活用し、ボランティア市民活動センターの取り組みや活動内容について周知を図ります。
2	ボランティア市民活動センターにおいて、ボランティアの登録・紹介・斡旋など機能の充実を図ります。
3	ボランティア同士の交流や情報交換等の機能の充実を図ります。
4	地域住民のボランティア活動に限らず、幅広くNPOも含めた市民活動・当事者活動などの協働、支援体制の整備に努めます。 また、誰でも、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できる環境、機会づくりを提供します。 【ボランティア市民活動センター】

施策の方向3. 「地域福祉活動」の推進者への支援

■現状と課題

アンケート調査によれば、助け合い、支え合い活動を活発にするために重要と思うこととして、「福祉活動の意義・重要性の周知」に続き、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」、「地域でボランティア活動の拠点となる場を整備する」、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が高い回答となっています。

地域福祉活動を効果的に推進することができるよう、ハード面での支援となる「活動の拠点整備」、ソフト面での支援となる「必要な情報提供と仕組みの整備」の両面から、バランス良く福祉活動の推進者を支援することが重要となっています。

■今後の取り組み

【1】地域活動やボランティア活動への支援

様々な地域福祉活動組織の活動を周知し、組織への個人や団体の参加を促し、活動の活性化を支援します。

ボランティア市民活動センターの機能や運営を強化し、地域活動やボランティア活動への支援に努めます。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 該当者は、積極的に高年クラブや子ども会などに参加します。
- 自治会の活動が継続されるよう、役員の任期や活動内容等について話し合います。
- 関心のあるボランティア団体や社会福祉協議会の会員になることを検討します。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	地域のことや各種団体に関することなどについて、市民活動まちづくりセンターのフロアや市ホームページ、SNS を活用し、情報提供を行っていきます。	地域推進課
2	市民活動団体の支援を行います。	地域推進課
3	ボランティア市民活動センターの運営を支援します。	社会福祉課
4	自治会活動を支援します。	地域推進課
5	高年クラブや子ども会などの活動を支援します。	介護福祉課 生涯学習課
6	社会福祉協議会への支援・連携の強化を図ります。	社会福祉課 介護福祉課
7	民生委員・児童委員などの福祉団体との相互連携を推進します。	社会福祉課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	関係機関・団体が行うボランティア活動等を支援します。
2	ボランティア市民活動センターの機能を強化し、地域活動やボランティア活動を支援します。
3	ボランティア市民活動センターの取り組みや活動内容について周知を図ります。
4	ボランティアの担い手側と受け手側のニーズをつなぐコーディネートに努めます。
5	研修会や情報交換会等を開催し、地域活動組織の活性化を図ります。
6	様々な地域活動組織などの活動を周知し、地域福祉活動への個人・団体の積極的な参加を促します。
7	福祉的課題に取り組むボランティア・市民活動団体などに対する支援を行い、地域福祉活動の実現・拡充を図ります。 【ボランティア・市民活動応援助成事業】
8	令和 10 年に開催を予定している福祉大会において、福祉に精通している方々を表彰するとともに講演会を実施し、つくばみらい市の福祉の増進を図ります。 【社会福祉大会】

基本目標2 ふれあい・支えあう地域づくり ～活動の促進～

施策の方向1. 地域における見守り・支えあい活動の推進

■現状と課題

本市の高齢者のみの世帯数は年々増加しています。令和5年には5,500世帯を超え、うち795世帯は高齢者の一人暮らし世帯です。

アンケート調査によれば、地域に期待する役割として、「高齢者への支援」、「見守り活動等の支援」が3割を超え、防災や治安に続く回答となっています。また、困っているときに近所の人にしてもらいたいこととして、「緊急時の通報や看病」、「話し相手」、「一人暮らしの高齢者などの安否確認の声かけ」などが多くあげられています。

そうした期待に応えるためには、日頃から「さりげなく親しい」関係が構築されている必要がありますが、前回調査から「隣近所との関わりは大切にしたい」との回答が57.1%から51.0%に減り、「あまり関わりを持ちたくない」は10.4%から12.1%へと増えています。

毎日の暮らしを安心して続けることができるよう、地域における世代を超えた人と人とのつながりを再構築し、見守り活動や支え合い活動を充実させることが求められています。

■今後の取り組み

【1】見守り体制の充実

個人情報保護をしながら地域の情報を共有する体制をつくり、地域の見守り活動の基盤整備に努めます。

一人暮らし高齢者を訪問する様々な機会を、安否の確認や見守りに活用します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちます。
- 近隣に対して心を配り、回覧板を回す時などには声をかけあいます。
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちます。
- 近所の自治会未加入者に加入を呼びかけます。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	地域と各種事業者による見守り、声かけ活動を支援します。	社会福祉課 介護福祉課 防災課
2	個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを推進します。	社会福祉課 介護福祉課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	75歳以上の一人暮らし高齢者への定期的な訪問や安否確認・配食サービスなど、様々は地域福祉活動のなかで、見守りや声かけの取り組みを進めます。
2	関係機関・団体と連携し、見守りネットワークの充実を図ります。
3	地域の住民及びボランティアが主体となり、高齢者が気軽に集まれる場所を確保するとともに、食事を通して交流を行うことにより、地域で支え合う力を高めます。 【小地域会食サービス事業】
4	75歳以上の生活支援が必要な在宅の一人暮らし高齢者等の食生活の安定と健康維持に寄与するため、定期的に食事の提供を行います。 【配食サービス事業】
5	配食サービスを利用している75歳以上の一人暮らし高齢者の方に年末の安否確認を兼ね、おせち弁当を配布します。 【おせち弁当配布事業】
6	市内在住の60歳以上の高齢者に対し、身体機能の低下や認知症等の予防及び引きこもり防止のためのレクリエーションを行います。 【お達者クラブ事業】
7	サンタクロースに扮したボランティアがプレゼントを届けることで子どもたちにサンタクロースに会える喜びを体験してもらい、子どもに豊かな感性や家庭での夢のある子育てに貢献します。 【サンタが街にやってくる事業】

第4章 施策の展開

●数値目標

	年度（令和）				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
小地域会食サービス事業開催数	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
お達者クラブ事業年間延利用者数	700人	710人	720人	730人	740人

施策の方向2. 住民による交流の場・包括的な支援体制の整備

■現状と課題

社会福祉法は、5頁に示すとおり、第106条の3において、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域の生活課題の解決につながる支援が包括的に提供される体制整備を市町村に求めています。その具体的な内容は、「地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備」、「地域住民が他の地域住民が抱える地域生活課題を解決するための相談に適切に応じるとともに、必要な支援機関に協力を求める体制の整備」、「支援関係機関の有機的な連携の下で地域生活課題を解決する支援を計画的に行う体制の整備」となっています。

新たに社会福祉法に規定されたこれらの包括的な支援体制の内容に照らして本市の福祉施策を精査し、地域の生活課題の解決に向けて地域住民が主体的に取り組む体制を整備し、重層的支援体制整備事業に繋げていくことが求められています。

■今後の取り組み

【1】交流の場の整備

高齢者の伝統的な遊びや郷土の芸能などに関する知識や経験、技能等を活かし、高齢者と子どもたちが交流できる機会を設けます。

団塊の世代の人たちの能力を、地域貢献と生きがいづくりに活かせるための「プラチナ世代地域参加事業」を引き続き推進します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに、若い世代に継承していきます。
- 行事への参加に際しては、隣近所の人に声かけし参加を誘います。
- 子ども会と高年クラブの活動の合同実施や、地域行事や保育所、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会に参加します。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	高齢者の知識や経験、技能等を活かし、子どもたちに伝統的な遊び、郷土芸能等を伝承する活動を実施します。	生涯学習課
2	子どもが保育所や児童館等で高齢者と交流するふれあい事業を実施します。	みらいこども課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	外出の少ない高齢者の運動不足解消・介護予防のためなど、住み慣れた地域でいつまでもいきいきとした暮らしができるよう、地域住民とボランティアが協働し、生きがいつくりと地域の支える力を高める場を設けます。また、子育て中の母親や障がい児（者）などのひきこもり等の予防のため、気軽に集まれる場所の確保に努めます。 【ふれあいいいききサロン事業】
2	子どもから高齢者まで世代間の交流が図れる事業を展開します。
3	地域福祉・ボランティア活動に対する関心を高め積極的な活動・参加を促進し、参加者相互の研鑽・交流及び地域住民への啓発を目的に社協まつりを催します。 【桜まつりの開催】
4	団塊の世代がこれまで培ってきた豊かな経験、能力、ノウハウ等を地域社会で活かしていくための機会、参画、仲間づくり等を団塊の世代が自ら考え、地域に根ざした「セカンドライフ」を作ることを目的とした事業を継続します。 【プラチナ世代地域参加事業】

●数値目標

	年度（令和）				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
ふれあいいいききサロン開催数	61ヶ所	62ヶ所	63ヶ所	64ヶ所	65ヶ所
プラチナ世代地域参加事業受講者数	20人	20人	25人	30人	30人

【2】包括的な支援体制の整備

行政と地域活動団体やボランティア団体との連携を進め、包括的な支援が行なえる環境を整えます。

日常生活において支援を必要とする高齢者の住み慣れた地域での生活の継続を支える生活支援体制整備事業の構築を推進します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 回覧などの情報を、家庭の中で伝えあいます。
- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにします。
- 地域ごとに、自治会、民生委員・児童委員、子ども会、高年クラブなどが連携し、交流を図るとともに、他団体の活動内容を共有できる体制を作ります。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	市民・関係団体などと連携し、総合的な相談・支援体制の確立を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進します。	介護福祉課
2	地域活動団体やボランティア団体と関係する部署同士が連携し、活動の把握と情報の共有に努めます。	地域推進課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	日常生活において支援が必要な高齢者の方が、住み慣れた地域で在宅生活ができるよう、住民主体による身近な地域での助け合い・支え合い活動を推進し、支え上手・支えられ上手の「地域づくり」に取り組みます。 【生活支援体制整備事業】

基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり ～地域の主体への公的支援～

施策の方向1. 福祉サービスの充実と利用の促進

■現状と課題

地域懇談会では、地域の現状や課題として、高齢者に対しては声かけや居場所づくり、免許返納者への支援、認知症の人の見守りなど、また子ども・子育てに関しては学習支援、食事支援、ひとり親家庭支援などの意見があり、その他には空き家、庭木・雑草問題、獣害など、様々な意見が寄せられました。それらの問題の中には、行政や社会福祉協議会などの公的機関からの支援がなければ、解決が難しいものがあります。

そうした地域の課題に向き合うとともに、アンケート調査において、市の保健福祉施策充実のために重要と考える取り組みとして2割を超える人が指摘した、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」、「高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる」などに応える取り組みを推進することが重要となっています。

■今後の取り組み

【1】福祉サービスの充実

高齢者、障がいのある人、子育て家庭、経済的な困難を抱えた人などに対する福祉サービスを充実させ、自立と安心の生活を送ることができるよう支援します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます。
- 福祉、保健・医療、介護の各機関の情報に常に関心を持ちます。
- 福祉サービスを利用した時に感じたことを、市や社会福祉協議会に伝えます。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	子どもや子育て家庭、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制づくりを推進します。	社会福祉課 みらいこども課 おやこ・まるまるサポートセンター 介護福祉課
2	障がいのある人や子ども、難病の人などが地域において自立した生活を送れるよう、サービスや支援の充実を図ります。	社会福祉課
3	生活保護に至る前段階での自立支援対策として、自立相談支援員が就労その他自立に関する自立相談支援、自立のためのプラン作成を行います。	社会福祉課
4	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援・進路相談を行います。	社会福祉課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めます。
2	障がいのある人や子ども、難病の人などが地域において自立した生活を送れるよう、サービスや支援の充実を図ります。
3	高齢者や障がいのある人など、外出支援を必要とする人に対して情報やサービスの提供を行います。
4	女性の就労形態の変化に伴い、地域の育児に関する相互援助活動を実施し、安心して子どもを生み健やかに育てることができる環境づくりの実現により日常生活上の負担を軽減します。 【ファミリーサポートセンター】
5	子育て中の家族が集い、一緒に体験・遊びを通して参加者同士が交流を深め情報交換を行い、父親の積極的育児参加や母親の孤立解消を予防し、子育てを楽しむ環境づくり、支援を行います。 また、市内外民間企業・ボランティア等が参加し連携を図ります。 【あかちゃんフェスタ】
6	親子のふれあいと親同士の交流の場を設け、子どもたちと一緒に遊びながら参加者同士が子育てについて気軽に話のできる場所を提供します。 【地域子育て支援拠点事業「子育て支援室」】

第4章 施策の展開

7	生活機能が低下している高齢者を対象に、理学療法士、歯科衛生士や栄養士が短期集中的に関わることで生活機能の改善・向上を目指したプログラムを実施します。 【元気アップみらい教室（通所型サービス C）】
8	高齢者及び身体障がい者、またはその家族で日常生活が困難な方に対し、住民参加型の在宅サービスを提供し、住み慣れた地域で安心した生活を営むため支援をします。 【有料在宅福祉サービス】
9	地域住民の障がい児者や障害特性等への理解を深めるための研修及び啓発活動を実施します。障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。聴覚障がい者の支援者として期待される、手話奉仕員の養成研修を行います。 【障がい児者地域生活支援事業】
10	福祉車両で利用者の自宅と医療機関・社会福祉施設との間の送迎を行い、移動制約者の福祉の増進を図ります。 【送迎サービス】
11	特に移動困難な高齢者や障がい者に対して外出の利便を図り、併せて社会参加の促進を図ります。 【福祉機器及びリフト付き自動車貸出事業】
12	75歳以上で買い物に行くことが困難な方を毎月、市行政バスまたは公用車で買い物に連れていくことで生活の利便性を図ります。 【買い物支援ぶらり旅】
13	75歳以上で自動車免許を返納した方、自家用車を所有していない方及び自宅から500メートル圏内にスーパー等の店舗がない方を対象に、市内スーパー等まで送迎を行い、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援します。
14	生活困窮者やひきこもりの人・制度の狭間にいる人などへの支援の充実を図ります。
15	学習の機会が限られている児童生徒に、地域のボランティアの協力により学びの場を提供し、学力向上を目指します。 【生活困窮世帯学習支援事業「みらい教室」】
16	みらい教室に通う家庭で十分な食事がとれなくなった子供を対象として、無料で食事を提供します。 【生活困窮世帯「みらい食堂」】
17	賞味期限内で安全に食べられるにも関わらず、規格外、包装ミスなど様々な理由で流通できず、廃棄されてしまう食品（食品ロス）を食品関連企業や農家などから、また、家庭に眠るお米や缶詰、調味料などを寄贈していただき、食品を必要としている施設や団体、生活困窮世帯等に無償で提供する活動を行います。 【フードバンク茨城連携事業】
18	一時的に生活が困窮している世帯に対し、無利子で貸付を行うことで生活の安定・向上・自立の促進を図ります。 【小口貸付資金貸付事業】

19	低所得者、障がい者又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。 【生活福祉資金貸付事業】
20	経済状況により食生活等に危険を及ぼす18歳未満の子供を有する世帯へ食料品・日用雑貨等を配達提供し食生活安定を図ります。 【みらい子ども宅食便事業】
21	要保護児童対策地対象世帯・緊急小口貸付受給世帯など経済的困窮世帯等を対象に、毎月2回「子育て応援弁当」を配達し、世帯の生活状況や育児状況の聞き取り等を行い、生活指導や関係機関等との連携を図ります。 【児童見守り強化事業】
22	地域の子ども達へ食事や交流の場（コミセン・公民館・空き家等）を毎月1回以上、定期的に会食形式またはテイクアウト方式の栄養バランスの摂れた食事提供をし、子どもの居場所作りや、地域の高齢者等も気軽に立ち寄れる地域コミュニティ相互の交流を行う場を提供する取り組みを行います。 【子ども食堂事業】

●数値目標

	年度（令和）				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
あかちゃんフェスタ参加者数	260人	270人	280人	290人	300人
買い物ぶらり旅事業延利用者数	280人	285人	290人	295人	300人
生活困窮世帯学習支援事業「みらい教室」延利用者数	100人	120人	150人	150人	150人
生活困窮世帯「みらい食堂」延利用者数	90人	95人	100人	100人	110人
みらい子ども宅食便事業実施件数	50件	55件	55件	60件	60件
児童見守り強化事業「子育て応援弁当」対象世帯数	60世帯	60世帯	60世帯	60世帯	60世帯
こども食堂事業延利用者数	5,750人	5,800人	5,850人	5,900人	5,950人

【2】サービスとサービスの利用に関する情報提供の充実

サービスの利用を希望する人が、適切にサービスを利用できるよう、サービスに関するわかりやすい情報提供に努めます。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 広報紙やホームページなどを見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報の取得に努めます。
- 入手した福祉サービスの情報を周囲の人に積極的に伝えます。
- 必要なサービスの利用に結びついていない人がいたら支援します。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	保健、医療、福祉の連携を強化し、情報の提供体制を充実します。	社会福祉課 みらいこども課 おやこ・まるまるサポートセンター 介護福祉課
2	わかりやすい文章表記、色づかい等、広報紙やホームページの記載等に配慮します。	秘書広報課
3	外国籍市民に対し、わかりやすい情報提供に努めます。	地域推進課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	「社協だより Let's go つくばみらい」やホームページなどにより、社会福祉協議会の活動やボランティアに関することなど福祉サービスの情報提供を充実します。
2	障がいのある人に声の広報として CD に広報紙を朗読録音して貸し出します。
3	目の不自由な方に対し、朗読ボランティアが朗読テープ（CD）を作成し、市内の情報を提供するなど住みよい地域づくりを目指します。 【視覚障がい者朗読テープ貸出事業】

施策の方向2. 相談体制の充実

■現状と課題

アンケート調査によれば、福祉等に関する情報を入手できていないと回答した人が2割を超え、そのうちの7割の人は「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」と答えています。市や社会福祉協議会では、広報紙やホームページ上で、また各種イベントの機会などを捉え、福祉を含む様々な情報提供等に努めていますが、複雑化した生活課題を抱えた市民が、必要な情報を探し、サービスや課題解決にたどりつくことは容易ではありません。この調査結果は、情報提供の仕方を更に強化・充実させるだけでなく、個々のニーズに寄り添った対応が必要であることを示唆しています。

社会福祉法は、地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や助言、支援関係機関との連絡調整などを行う包括的相談支援事業を含む重層的支援体制整備事業を、包括的な支援体制の整備のひとつに位置付けています。そうした相談支援事業を整備することにより、支援を必要とする人の固有のニーズにきめ細かく対応することが求められています。

■今後の取り組み

【1】総合的な相談支援体制の整備

「相談窓口」は情報提供の手段であることを意識し、相談者個人のニーズに的確に応えることに努めます。

市と社会福祉協議会、専門機関と地域住民のネットワークの強化を図るとともに、研修などによる職員の資質向上を通じて、質の高い相談支援体制を構築します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 市や社会福祉協議会の相談窓口を知り、必要な時にはためらわず活用します。
- プライバシーに配慮しつつ、お互い様の気持ちで状況を把握します。
- 障がいのある人や子育て家庭を見守り、いざという時には相談につなげられるようにします。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	保健・医療・福祉等に関わる各相談員や相談機関等(窓口含む)のネットワークを充実し、市民の困りごとや要望に迅速に対応できるようにします。	関係各課
2	多種多様な相談に応じるため研修会等を実施し、相談の質の向上に努めます。	関係各課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	行政、専門機関、地域住民などと連携を図り、相談支援のネットワークを強化します。
2	窓口で専門的な資格を持った職員を配置し、また、研修などを通じて職員一人ひとりのスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。
3	高齢者やその家族、地域住民等からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、各種サービス、制度の利用につなぎます。 【地域包括支援センター総合相談】
4	障がいのある人やその家族等からの総合的・専門的相談はもちろん、地域の相談支援体制強化に取り組みます。 【基幹相談支援センター】
5	住民の悩みごとに対し、相談を受け解決の方向へ導き、日常生活の不安の解消を図ります。 【心配ごと相談事業・法律相談事業】
6	社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを生かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。

施策の方向3. 権利擁護、防犯・防災の体制強化

■現状と課題

地域福祉が目指す地域共生社会では、すべての人の権利が尊重されなければなりません。判断能力に支障のある人の権利を守る成年後見制度の周知と利用の促進、弱者の環境におかれがちな子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待の防止と早期対応など、市民が地域で安全・安心の暮らしを続けるために必要な公的支援が重要となっています。

また、地震や風水害などが全国で深刻な被害を引き起こしている現代、鬼怒川、小貝川という2大河川が流れる本市も、いつ、そうした自然災害に見舞われるとも限りません。アンケート調査によれば、地域で安心して生活するために取り組むべき課題の第2位は「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」、第4位は「災害時の避難体制」であり、多くの市民が、防災や防犯に関し大きな懸念を持っていることが伺えます。また、災害発生時に困ると思うことでは、「物資の入手方法がわからない」、「災害の情報がわからない」という回答が4割を超えています。日頃から災害や犯罪に備えた取り組みを進めるとともに、そうした取り組みについての情報を適切に発信し、市民の懸念の軽減に努めることが必要です。

■今後の取り組み

【1】権利擁護のための取り組みの推進【つくばみらい市成年後見制度利用促進基本計画】

本取り組みを、「つくばみらい市成年後見制度利用促進基本計画」として、成年後見制度利用促進法第14条「市町村の講ずる措置」に規定された「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置付け、判断能力が十分でない人の権利が損なわれることのないよう、成年後見制度に関する周知に努めるとともに、制度を必要とする人の利用の促進を支援します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めます。
- 支援やサービスが必要な人に対し、制度やサービスを活用することによって生活の質が高まることを伝えます。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	成年後見支援センターの周知を行い、早期の段階から成年後見制度の利用ができるよう、市民の理解と普及促進に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
2	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の普及を支援します。	社会福祉課 介護福祉課
3	権利擁護支援の必要な方が早い段階から相談できるよう成年後見制度の利用促進を図るとともに、様々な関係機関との情報連携の核となる中核機関を中心に、地域連携ネットワークの円滑な運営に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
4	成年後見制度の利用が必要と認められ、かつ本人、配偶者及び2親等内の親族による申立てができない場合に、「つくばみらい市成年後見制度利用支援事業」に基づく申立て支援（市長申立て）を行います。	社会福祉課 介護福祉課

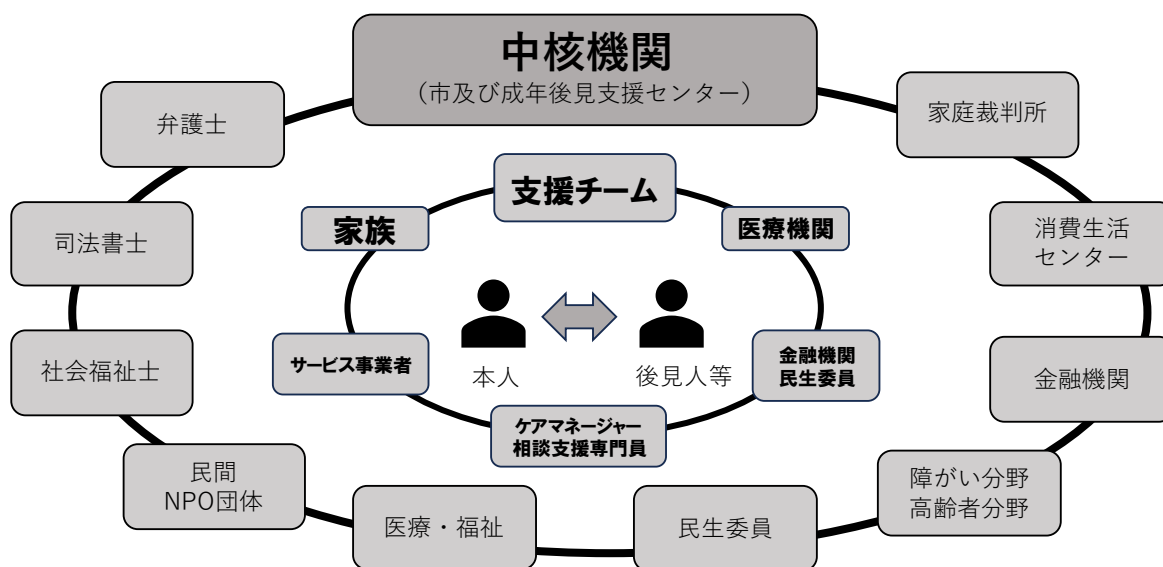
つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	日常生活自立支援事業の周知を図り、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などへの利用の促進及び支援の充実に努めます。
2	社会福祉法人として成年後見人等を受任し、意思決定が困難な知的障がい者や精神障がい者の地域生活等を支援します。
3	地域の身近な存在として成年後見制度を担う市民後見人の養成を行います。また、市民後見人が地域の担い手としてフォローアップ研修の開催など、活動をサポートします。
4	権利擁護や成年後見制度について広く周知するとともに、相談・支援事業を推進します。 【成年後見支援センター・基幹相談支援センター】
5	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が安心して暮らせるように支援します。 【日常生活自立支援事業】

◆成年後見制度利用促進基本計画の取り組み◆

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。本市では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、「つくばみらい市高齢者福祉計画」、「つくばみらい市第7期障がい福祉計画」との整合を図るとともに、本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定して取り組みを推進します。

つくばみらい市における地域連携ネットワークと中核機関



【2】虐待等の早期発見と早期の対応

高齢者や障がいのある人、児童など、虐待の対象となりがちな方の被害の未然防止のための啓発活動を推進するとともに、被害に遭われた方からの相談に応じ、適切に保護や対応を行うなどの支援を強化します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 虐待の疑いに気づいたら、ためらわずに市や専門機関に連絡します。
- 周囲の支援やサービスが必要な人を把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関につなげます。
- 地域で見守りや声かけなどを行います。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	障がい者虐待防止センターを中心に、障がい者に対する虐待の通報、相談に対応します。	社会福祉課
2	被虐待児童及びひきこもり児童等の要保護児童の早期対応及び啓発活動を組織的に実施するため、ネットワークを構築します。	おやこ・まるまるサポートセンター
3	高齢者の虐待の通報、相談に対応し、高齢者の人権擁護を図ります。また、高齢者虐待防止に関する研修会等を開催することで、虐待防止を啓発します。	介護福祉課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	各種相談機関や医療・福祉サービス事業所などと連携して個別の支援会議等を開催し、適切なサービスにつなげていきます。 【地域包括支援センター・基幹相談支援センター】
2	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいて、虐待の防止と養護者への支援をします。 【地域包括支援センター】

【3】地域の防犯体制の強化

悪質商法や詐欺など、安全な市民生活を脅かす犯罪を未然に防止するため、警察署や関係団体の連携を強化するとともに、防犯意識の向上につながる情報発信に努めます。

また、子どもに対する犯罪抑止のため、地域において組織された自主防犯パトロール隊が、登下校をはじめ、様々な場面での子どもの見守り活動を行い、市、社会福祉協議会がその活動を支援します。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 子どもや高齢者にわかりやすく、防犯を呼びかけます。
- 子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにします。
- 近隣の高齢者や障がいのある人と常時交流を持ち、不審者の出入りに注意します。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	防犯に関する情報を発信し、防犯意識の高揚を図ります。	防災課
2	自主防犯パトロール隊を支援し、登下校をはじめとする子どもの見守り活動を推進します。	防災課 生涯学習課
3	地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、「こどもを守る 110 番の家」を充実します。	学校総務課
4	高齢者を狙った悪質商法等の被害防止のため、警察署、関係団体・関係機関との連携を強化します。	産業経済課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	社会福祉協議会を中心に、防犯に関する意識の高揚を図ります。
2	登下校をはじめとする子どもの見守り活動を、行政と協力して推進します。
3	高齢者の消費者被害相談や被害防止のための啓発活動を実施します。 【地域包括支援センター】
4	安心感を持って暮らせる安全な街づくりのため、犯罪の抑止効果が期待できる、地域住民による地区内の散歩（パトロール）を組織的に推進します。 また、あいさつを通して住民相互のコミュニケーションを深めます。 【防犯散歩ボランティア（スクールガード）】

●数値目標

	年度（令和）				
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
防犯散歩ボランティア登録者数	150人	155人	160人	165人	170人

【4】災害に備えた体制づくり

平時の備えとして、小・中学校等での防災訓練を行い、防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の強化を進めます。また、社会福祉協議会においては、災害時や緊急時に備えた講習会を開催します。

災害の発生時には、社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア活動の円滑な推進に取り組みます。

つくばみらい市民や地域に期待される取り組み

- 災害発生時に必要な食料品や必要なものを揃えて、いつでも持ち出せる準備をします。
- 家庭内で、避難場所の確認や、災害発生時の連絡のとり方等を決めておきます。
- 隣近所の、災害時にひとりで避難することができない人の把握をします。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に積極的に参加します。
- 地域に応じた体制で、防災訓練の実施や災害時対策を検討します。

つくばみらい市の取り組み

No.	取り組み	担当課
1	防災備蓄倉庫、防災備蓄品等、防災施設・設備を整備します。	防災課
2	災害時に地域のマンパワーが最大限に発揮できるよう、自主防災組織の強化を図ります。	防災課
3	災害時の初期消火・救出・救護・避難等、地域ぐるみの防災活動が円滑に行われるよう、自主防災活動を支援します。	防災課
4	防災意識の高揚を図るため、小・中学校等での防災訓練の開催、防災情報の提供等を行います。	防災課 教育指導課
5	避難行動要支援者に対し、個別避難計画の策定を推進します。	社会福祉課

つくばみらい市社会福祉協議会の取り組み

No.	取り組み
1	災害時や緊急時の備えに関する講習会等を開催します。
2	大規模災害が発生した際には、災害ボランティアセンターを設置します。
3	災害ボランティア活動（災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、災害ボランティアセンター）に関する知識・心得などについて学ぶ講座を実施します。 【災害ボランティア講座】
4	災害時における社会福祉協議会の対応及び災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し作業を実施します。 【災害ボランティアセンター設置訓練】
5	災害時やその他緊急時における迅速な対応につながるよう、独居高齢者台帳整備を行い、関係機関と情報を共有します。 【見守り社協事業】

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理・評価

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念、「地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり」のもとで地域福祉活動を効果的・総合的に推進するためには、市民、地域、社会福祉協議会をはじめとする福祉活動団体、行政など様々な主体が、活動の担い手であるとの意識を持って協働していく必要があります。

それぞれの主体に期待される役割は、次のとおりです。

■ 市民

地域における「互助・共助」を中心とした地域福祉活動の推進にあたって、最も重要な主体は「市民」です。市民一人ひとりが「地域福祉」とまちづくりの方向性を理解・共有し、地域の一員としてまず自らできることから、具体的に行動していくことが期待されています。

■ 地域・自治会

地域や自治会においては、自治会組織や民生委員・児童委員、各種のボランティア活動団体などが連携し、公的なサービスでは対応が難しい地域の課題に積極的に取り組み、対応することが期待されています。

■ つくばみらい市社会福祉協議会

社会福祉法に地域福祉を推進するための中心的な役割を担う組織と位置づけられている社会福祉協議会は、市全体の地域福祉活動のコーディネートや行政との調整役としての役割を、平時のみならず災害発生時においても担っています。

災害が多発する現在、社会福祉協議会には一層の組織強化ときめ細かな事業の推進が期待されています。

■ つくばみらい市（行政）

地域福祉計画の策定主体である行政は、市の福祉の向上を目指し、庁内における福祉に関係する部署をはじめ、市民、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などと連携しながら、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

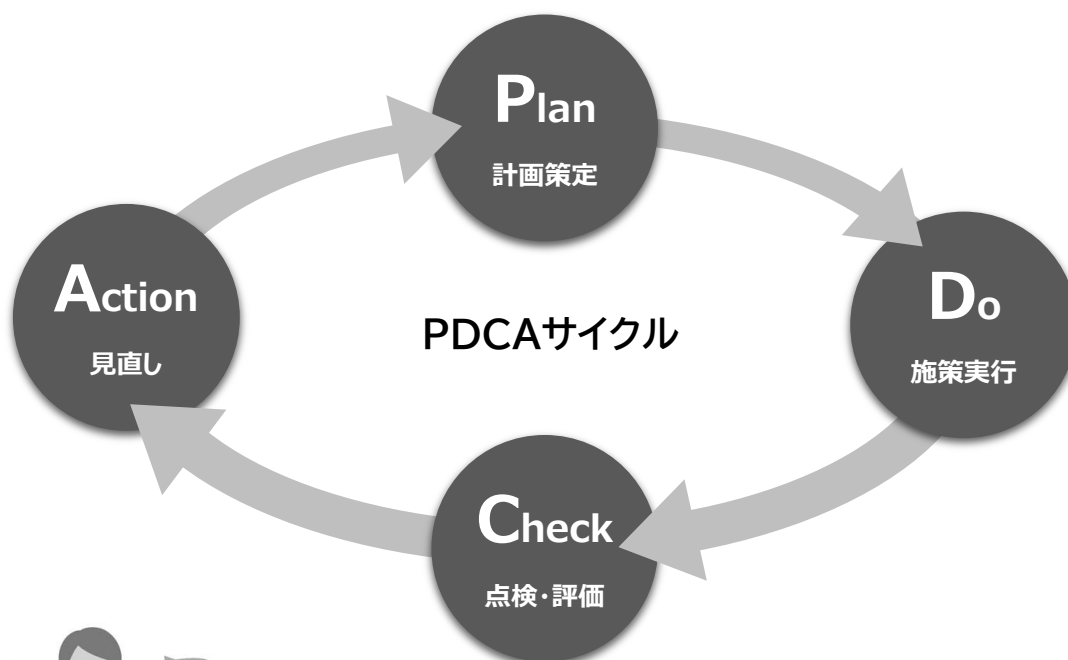
地域における福祉活動に対しては、住民が主体的に地域の生活課題を解決するための包括的な支援や環境の整備を行っていきます。

2. 計画の進行管理・評価

本計画は、PDCA サイクルを用い進行管理を行うこととします。

PDCA サイクルは、計画策定 (P: Plan)、施策の実行 (D: Do)、実行結果の点検・評価 (C: Check)、評価結果を踏まえた計画の見直し (A: Action) という4つのステップを順次たどることで継続的に業務改善を図り、計画をより効果的なものとする手法です。

また進捗状況の点検・評価 (C) は、第2次計画と同様、「つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において実施し、必要に応じて計画の見直し (A) を行います。



つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・
社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会

資料編

1. つくばみらい市地域福祉計画推進委員会要綱
2. 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会要綱
3. つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画推進委員名簿
4. 計画の策定経過
5. 地域懇談会結果

1. つくばみらい市地域福祉計画推進委員会要綱

平成24年12月12日 告示第219号
 改正 平成31年 3月26日 告示第50号
 (題名改称)
 令和 3年 3月23日 告示第44号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、つくばみらい市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、かつ、地域福祉計画に掲げる施策を推進するため、つくばみらい市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平31告示50・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に掲げる施策の推進及び評価に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の推進に関して必要な事項に関すること。

(平31告示50・全改)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉関係事業者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(令3告示44・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(平31告示50・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第50号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第44号)

この告示は、公布の日から施行する。

2. 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して、つくばみらい市における地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定し、かつ、施策を推進するため、つくばみらい市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画に掲げる施策の推進及び評価に関すること
- (3) その他、計画の推進に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉関係事業者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、つくばみらい市社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

3. つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画推進委員 名簿

令和6年3月1日現在（順不同・敬称略）

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	市民	飯島 宣昭	区長会会長	前任：松本 讓二 令和5年9月15日交代
2		海老沢 宏	公募	
3		深谷 慶仁	公募	
4		中村 康宏	公募	
5		竹川 和宏	公募	
6		海老沢 里美	公募	
7	福祉関係 事業者	○ 沼尻 和博	特別養護老人ホーム いなの里施設長	
8		大林 さおり	社会福祉法人ゆっくら 就労支援事業B型管理者	前任：松橋 和枝 令和5年9月15日交代
9		川又 朋子	富士見ヶ丘認定こども園園長	
10	福祉団体 関係者	◎ 古舘 千恵子	ボランティア連絡協議会会長	
11		荒井 栄司	身体障がい者福祉協議会会長	前任：海老原 弘 令和5年9月15日交代
12		伊藤 美智子	母子寡婦福祉会会長	
13		豊島 美智子	高年クラブ連合会会長	
14	民生委員・ 児童委員	八木岡 道孝	民生委員・児童委員協議会会長	
15		原 三津子	民生委員・児童委員協議会	
16		鈴木 恭子	民生委員・児童委員協議会	
17		岩本 三良	民生委員・児童委員協議会	

◎会長 ○副会長

4. 計画の策定経過

年月日	会議名等	内容
2022（令和4）年 11月17日（木）	第1回 つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・ 地域福祉活動計画推進委員会	・委嘱状交付 ・第3次つくばみらい市地域福祉計画及び地域福祉計画の策定について ・市民アンケートの実施について
2022（令和4）年 12月7日（水）～ 12月23日（金）	つくばみらい市地域福祉に関するアンケート 調査の実施	
2023（令和5）年 3月28日（火）	第2回 つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・ 地域福祉活動計画推進委員会	・地域福祉に関するアンケート調査 結果について ・第2次地域福祉活動計画事業実施 状況について
2023（令和5）年 7月22日（土） 7月29日（土） 8月5日（土）	地域懇談会 ・小絹中学校地区（小絹） ・谷和原中学校地区（谷原・十和・福岡） ・伊奈中学校地区（小張・谷井田・三島・豊） ・伊奈東中学校地区（板橋・東） ・みらい平地区（みらい平）	・助け合いゲーム ・地域の状況・課題について
2023（令和5）年 9月15日（金）	第3回 つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・ 地域福祉活動計画推進委員会	・地域懇談会の開催結果について ・第3次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について
2023（令和5）年 11月6日（月）	第4回 つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・ 地域福祉活動計画推進委員会	・第3次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
2023（令和5）年 12月10日（日）	市民説明会の実施	
2023（令和5）年 12月11日（月） ～ 2024（令和6）年 1月10日（水）	パブリックコメントの実施	
2024（令和6）年 3月5日（火）	第5回 つくばみらい市地域福祉計画推進委員会・ 地域福祉活動計画推進委員会	・第3次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）について

5. 地域懇談会結果

■地域の状況・課題（地区別、分野別）

地区 分野	伊奈中学校	伊奈東中学校	小絹中学校	谷和原中学校	みらい平
近所付き合い・地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ・共同で集まる場所がない。 ・交流の機会が少なくなっている。 ・地域で集まる場所があっても利用されない。 ・村の神社の維持管理 ・子供たちの姿が見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流 ・自治会活動（退会する人→増） ・若い方の話が聞けると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集まり事が少なくなった。 ・ラジオ体操等の音が近所からうるさいと言われる。 ・自分だけの生活に集中している。 ・ボランティア人口の低下 ・自治会入会率の低下 ・近隣で会話できるサロンがあるといい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりが薄れている。 ・子どもの人数が少ないのでさみしい。 ・集落でカフェできる場所 ・地域の助け合いがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながり ・世代間の交流 ・交流場所を作る。 ・市民センター3Fフリースペースの宣伝
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地 ・庭木 ・ゴミ出しや掃除、草取り ・高齢者の粗大ゴミの運び出しの手伝い。 ・空き家が増えた。 ・空き家の草木が気になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯 ・スーパー、コンビニがない。 ・道路の整備、拡張、鏡の充実 ・散歩時のベンチ ・下水道 ・野良猫の問題 ・空地の草刈り ・空き家問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭い。 ・歩道の凸凹の補修 ・大型ゴミを他地区から車で来て、置いていく人がいる。 ・空き家の管理（雑草多い、ゴミ有） ・イヌ・ネコ散歩時の後始末、糞尿 ・コウモリ被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・木の手入れができない。 ・ゴミ置き場の整理 ・空き家と環境整備（老朽化含む） ・アライグマにイタズラされる。 ・犬猫フン放置 ・農道の草が生える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ置き場の問題 ・ポイ捨て（タバコ、ペットボトル、マスク等） ・犬猫問題 ・公園で犬のひもを外して走らせている。
交通・移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停まで移動が遠くて大変。 ・免許返納後の移動 ・高齢者の移動を考慮した交流場所の設置等、環境を整えてほしい。 ・買い物 ・移動の手伝い、送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の送迎問題 ・買い物の足 ・買い物の手伝い ・市バスの回数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院（一人暮らしの高齢者の方）が大変。 ・一人暮らしの高齢者の方の買い物が大変。 ・高齢者同士で車の乗りあわせを見る。 ・お出かけの交通手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスが少ない。 ・買い物に行けない。 ・バスのルート ・駅、店までのバス 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院までの送迎 ・買い物支援、免許返納者への支援、バス・タクシー
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・83～84歳の一人暮らしですが、月1回の見回りでは心配ですが、何回も見回りをするといやがられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対するの声かけ ・高齢者の居場所づくり ・一人暮らしの話し相手 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者等の方への対応の仕方 ・家の中にいるがインターホンに返事がない。耳が遠い？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人、一人暮らしの方の話相手 ・高齢者の食事づくり ・耳が不自由で話がかたがたわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢男性の参加

資料編

地区 分野	伊奈中学校	伊奈東中学校	小絹中学校	谷和原中学校	みらい平
子ども・子育て 家庭		<ul style="list-style-type: none"> ・子供のあずかり問題 ・不登校の子の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児・幼児の急な預かり場（安心して預けられる所） ・学習支援、食事支援、孤立防止 ・不登校の人の行き場所 ・子育ての補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザーのお助け ・子どもの見守り 	
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時どうしたらよいか。 ・災害時の助け合い ・避難 ・何処に連絡？誰が手伝い？ ・登下校の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯の充実 ・こどもの登下校の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の助け合い ・災害時の独居高齢者のサポート ・災害時の避難場所 ・災害時の障害者の避難 ・通勤時、通り抜ける車の量・スピード ・通学路の安全 ・防犯対策強化 ・通学での見守り ・認知症の人の見守り ・一人暮らしの人の日常の見守り ・中長期留守時の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの方の不安解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい子の自転車ルール、キケン！ ・アパートの住人がわからず不安な人もいる。 ・子どもの見守り
相談・情報	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り中の高齢者などが入院したときは、各関係民生委員に連絡してほしい。 ・倒れた時の相談先 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報（活動）を広報する力、知ってもらう努力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会未加入者への災害等情報伝達 ・AED の設置場所情報 		<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の情報提供、周知 ・情報の提供 ・話し相手を欲しがっている人が助けを求めない。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報との係わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、スマホの相談 ・確定申告の場所、階段の暗さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者がいない。 ・長期入院の高齢者の退院予定がわからない。 ・嫁が来ない、婿がこない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自助で頑張っている人のケア ・畑作業の手伝い

第3次つくばみらい市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6年3月

発行 つくばみらい市 / 社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

編集 つくばみらい市 保健福祉部 社会福祉課

TEL 0297-58-2111(代表)

URL <https://www.city.tsukubamirai.lg.jp>

社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

TEL 0297-57-0123(代表)

URL <https://www2.tn-shakyo.jp>
